

この度、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律や関係法令が施行されることに伴い、改正の概要及び留意事項について通知します。

4文科教第444号
令和4年6月21日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市・中核市市長
構造改革特別区域法第19条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
各國公立大学法人の長
大学を設置する各地方公共団体の長
各文部科学省所轄学校法人理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
放送大学学園理事長
各大学共同利用機関法人機構長
文部科学省が所管する各独立行政法人の長
各指定教員養成機関の長
免許状更新講習の開設者の指定を受けた各法人の長
殿

文部科学省事務次官
義本博司

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について（通知）

この度、第208回国会において、「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」（令和4年法律第40号。以下「改正法」という。）が成立し、令和4年5月18日に公布されました。

また、改正法の施行に伴い必要な改正を行う関係法令として、「教育職員免許法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第219号）」が令和4年6月17日に、下の表3に掲げる省令及び告示が令和4年6月21日に公布されました。これらの法令の施行日については、下の表のとおりです。

改正の趣旨並びに各法令の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、その趣旨を十分御理解いただき、関係する規定の整備等事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校（高等専門学校を除く。）及び域内の市区町村教育委員会（指定都市・中核市教育委員会を除く。）に対して、各指定都市・中核市教育委員会におかれては、所管の学校（高等専門学校を除く。）に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校並びに所管の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、各指定都市・中核市市長におかれては、所管の認定こども園に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社に対して、各国公立大学法人の長、大学を設置する各地方公共団体の長及び各文部科学省所轄学校法人理事長におかれては、その設置する学校に対して、大学を設置する学校設置会社におかれては、その設置する大学に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、今後、文部科学省において、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号。以下「教特法」という。）第 22 条の 2 に基づく大臣指針の改正や研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン（仮称）の策定を行う予定であり、その際に研修等に関する記録や資質の向上に関する指導助言等の具体的運用について示す予定です。改正法による教特法改正の施行日は令和 5 年 4 月 1 日ですが、新たな教師の学びを早期に実現していく観点から、関係各位におかれては当該施行日を待つことなく、令和 4 年 7 月 1 日以降、研修等に関する記録や資質の向上に関する指導助言等に関し可能なことから着手し、できる限り速やかに今回の制度改正の趣旨を実現する取組を実施いただくようお願いします。

また、本通知は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。加えて、改正法については、附帯決議が付されておりますので、別紙のとおり併せて通知します。

表 1 法律（令和 4 年 5 月 18 日公布）

法律名	施行日	
教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 40 号）	教育公務員特例法及び関係法律の改正	令和 5 年 4 月 1 日
	教育職員免許法及び関係法律の改正	令和 4 年 7 月 1 日

表 2 政令（令和 4 年 6 月 17 日公布）

政令名	施行日
教育職員免許法施行令の一部を改正する政令（令	令和 4 年 7 月 1 日

和4年政令第219号)

※ 改正法により教特法の用語の整理等を行うことに伴い、今後、教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）等の技術的改正を行うことを予定している。

表3 省令及び告示（令和4年6月21日公布）

省令名及び告示名	施行日
教育公務員特例法施行規則（令和4年文部科学省令第21号）	令和5年4月1日
教育職員免許法施行規則等の一部を改正する等の省令（令和4年文部科学省令第22号）	令和4年7月1日
令和4年文部科学省告示第99号（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条第1項第6号の規定に基づき文部科学大臣が定める者等を廃止する件）	令和4年7月1日

記

1. 改正の概要

第一 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）

1 改正の趣旨

グローバル化や情報化の進展により、教育を巡る状況の変化も速度を増している中で、教師自身も高度な専門職として新たな知識技能の修得に継続的に取り組んでいく必要が高まっている。また、オンライン研修の拡大や研修の体系化の進展など、教師の研修を取り巻く環境も大きく変化してきた。

このような社会的変化、学びの環境の変化を受け、令和の日本型学校教育を実現するこれからの「新たな教師の学びの姿」として、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ主体的に学び続けること、一人一人の教師の個性に即した個別最適な学びの提供、校内研修等の教師同士の学び合いなどを通じた協働的な学びの機会確保が重要となる。

改正法は、「新たな教師の学びの姿」を実現するため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備するとともに、普通免許状及び特別免許状の更新制を発展的に解消する等の措置を講ずるものである。

2 教育公務員特例法の一部改正

- ① 「指導助言者」及び「研修実施者」を定義することとすること。（教特法第 20 条関係）
- ② 教員研修計画に定める事項として、研修実施者が指導助言者として行う
 - ④ ii に定める資質の向上に関する指導助言等の方法について必要な事項（研修実施者が都道府県の教育委員会である場合においては、県費負担教職員について市町村の教育委員会が指導助言者として行う資質の向上に関する指導助言等に関する基本的な事項を含む。）を加えることとすること。（教特法第 22 条の 4 第 2 項関係）
- ③ 研修等に関する記録の作成等
 - i 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、文部科学省令で定めるところにより、当該校長及び教員ごとに、研修の受講その他の当該校長及び教員の資質の向上のために取組の状況に関する記録（以下「研修等に関する記録」という。）を作成しなければならないこととすること。（教特法第 22 条の 5 第 1 項関係）
 - ii 研修等に関する記録には、当該校長及び教員が受講した研修実施者実施研修に関する事項等を記載するものとすること。（教特法第 22 条の 5 第 2 項関係）
 - iii 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者が都道府県の教育委員会である場合においては、当該都道府県の教育委員会は、指導助言者に対し、当該校長及び教員の研修等に関する記録に係る情報を提供するものとすること。（教特法第 22 条の 5 第 3 項関係）
- ④ 資質の向上に関する指導助言等
 - i 公立の小学校等の校長及び教員の指導助言者は、当該校長及び教員がその職責、経験及び適性に応じた資質の向上のための取組を行うことを促進するため、当該校長及び教員からの相談に応じ、研修、認定講習等その他の資質の向上のための機会に関する情報を提供し、又は資質の向上に関する指導及び助言を行うものとすること。（教特法第 22 条の 6 第 1 項関係）
 - ii 公立の小学校等の校長及び教員の指導助言者は、i による相談への対応、情報の提供並びに指導及び助言（以下「資質の向上に関する指導助言等」という。）を行うに当たっては、当該校長及び教員に係る指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、当該校長及び教員の研修等に関する

る記録に係る情報を活用するものとすること。（教特法第22条の6第2項関係）

iii 指導助言者は、資質の向上に関する指導助言等を行うため必要があると認めるときは、独立行政法人教職員支援機構、認定講習等を開設する大学その他の関係者に対し、これらの者が行う研修、認定講習等その他の資質の向上のための機会に関する情報の提供その他の必要な協力を求めることができることとすること。（教特法第22条の6第3項関係）

⑤ その他の事項

i 改正法により、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）附則第25条（中核市の特別支援学校の幼稚部の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例）の規定内容を教特法附則第6条に規定する整理を行ったことに伴い、これまで特例の定めがなかった指定都市及び中核市以外の市町村の特別支援学校の幼稚部の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修についても、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会が実施することとする特例を適用することとすること（教特法附則第6条関係）。

ii その他所要の改正を行うこと。

3 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）の一部改正

① 普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除することとすること。（免許法第9条～第9条の4関係）

② 普通免許状の授与を受けるために必要な科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程（以下「教職特別課程」という。）について、その修業年限を1年以上とすることとすること。（免許法別表第1関係）

③ 普通免許状を有する者が免許法別表第8により他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要な最低在職年数について、当該年数に含めることができる勤務経験の対象に、授与を受けようとする免許状に係る学校及び学校以外の教育施設のうちこれらの学校に相当するものとして文部科学省令で定めるものを追加することとすること。（免許法別表

第8関係)

- ④ その他所要の改正を行うこと。

4 施行期日、経過措置等

- ① 改正法は、令和4年7月1日から施行することとすること。ただし、2教育公務員特例法の一部改正については令和5年4月1日から施行することとすること。（改正法附則第1条関係）
- ② 研修等に関する記録の作成は、令和5年4月1日以後に受講する研修実施者実施研修、同日以後に履修する大学院の課程等、同日以後に任命権者が開設する認定講習等のうち同日以後に校長及び教員が単位を修得するもの、同日以後に校長及び教員が行う資質の向上のための取組（2.留意事項 第一2において「研修実施者実施研修等」という。）について適用することとしたこと。（改正法附則第2条関係）
- ③ 改正法の施行の際現に効力を有する普通免許状及び特別免許状であって、改正前の免許法の規定により有効期間が定められたものについては、改正法の施行の日以後は有効期間の定めがないものとすること。（改正法附則第3条関係）
- ④ 旧免許状のうち既に施行日前に失効しているものについては、施行日以後においても引き続き返納義務を課すとともに、当該返納がなされていない場合においては引き続き罰則を科すこととすること。（改正法附則第12条関係）
- ⑤ その他関係法律について所要の改正等を行うこと。

第二 教育職員免許法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第219号）
改正法により免許法の規定が条項移動したことに伴い、当該条項を引用する教育職員免許法施行令（昭和24年政令第338号）について所要の改正を行うこととすること。

第三 教育公務員特例法施行規則（令和4年文部科学省令第21号。以下「教特法施行規則」という。）

- ① 教育公務員特例法第31条及び第35条の規定に基づく国立教育政策研究

所の長等の選考の手続及び任期等を定める手続に関する省令（昭和 59 年文部省令第 31 号）及び教育公務員特例法第 22 条の 4 第 2 項第 5 号の教員研修計画に定める事項及び第 22 条の 5 第 2 項第 2 号の文部科学省令で定める者を定める省令（平成 29 年文部科学省令第 10 号）を廃止し、これらの省令の規定を教特法施行規則に定めることとすること。（教特法施行規則第 1 条、第 3 条～第 8 条関係）

- ② 研修等に関する記録の作成は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって行うこととすること。（教特法施行規則第 2 条関係）

第四 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する等の省令（令和 4 年文部科学省令第 22 号。以下「改正省令」という。）

1 教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部令第 26 号。以下「免許法施行規則」という。）の一部改正

- ① 免許法認定通信教育を開設することができる主体に授与権者である都道府県教育委員会、指定都市教育委員会及び中核市教育委員会を追加し、免許法認定講習と同様に教員養成系大学の指導の下に運営することとすること。（免許法施行規則第 46 条、第 46 条の 2 、第 48 条関係）

- ② 免許法別表第 8 によって免許状を取得する場合の最低在職年数について、少年院、認定在外教育施設及び外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）に基づき派遣された場合に限る。）における勤務経験を算入できることとすること。この際の実務証明責任者は、それぞれ、法務大臣、文部科学大臣及び独立行政法人国際協力機構の理事長とすること。（免許法施行規則第 67 条関係）

- ③ 教員免許状の様式について、免許状の有効期間が廃止されることから当該記載を削除すること。（免許法施行規則別表第 1 号様式関係）

- ④ その他、改正法による免許法の改正に伴い、更新制に関する規定の削除等の所要の改正を行うこと。

2 教育職員免許法施行法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）の一部改正 教員免許状の様式について、免許状の有効期間が廃止されることから当該

記載を削除すること。

- 3 教員資格認定試験規程（昭和 48 年文部省令第 17 号）の一部改正
改正法により免許法の規定が条項移動したことに伴い、当該条項を引用する規定について所要の改正を行うこと。
- 4 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年文部科学省令第 9 号）の一部改正
旧免許状の取扱いについて定めた第 2 条から第 19 条まで及び免許状更新講習等に係る様式を定めた別記第 1 号様式から別記第 4 号様式までを削除すること。
- 5 免許状更新講習規則等の廃止
更新制に関する規定が削除されることに伴い、以下の省令について廃止すること。
 - ・免許状更新講習規則（平成 20 年文部科学省令第 10 号）
 - ・東日本大震災に伴う教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項に規定する文部科学省令で定める期間の特例に関する省令（平成 23 年文部科学省令第 26 号）
 - ・新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に伴う教育職員免許法第 9 条の 2 第 3 項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項に規定する文部科学省令で定める期間の特例に関する省令（令和 2 年文部科学省令第 25 号）

第五 令和 4 年文部科学省告示第 99 号（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第 10 条第 1 項第 6 号の規定に基づき文部科学大臣が定める者等を廃止する件）

改正法の施行に伴い更新制に関する以下の告示を廃止すること。

- ・教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第 10 条第 1 項第 6 号の規定に基づき文部科学大臣が定める者（平成 20 年文部科学省告示第 51 号）
- ・教育職員免許法施行規則第 61 条の 4 第 6 号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示（平成 20 年文部科学省告示第 162 号）
- ・教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第 3 条第 4 号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示（平成 20 年文部科学省告示第 163 号）

- ・免許状更新講習規則第9条第1項第4号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示（平成20年文部科学省告示第164号）

2. 留意事項

第一 教育公務員特例法の改正関係

- 1 改正後の教特法第20条において「指導助言者」及び「研修実施者」を定義したことにより、教員研修計画の策定者、初任者研修又は中堅教諭等資質向上研修の実施者等について「任命権者」を「研修実施者」に改める等の整理をしているが、これは改正前の地教行法第59条及び第61条の規定に基づく用語の整理であり、研修に係る実施主体については改正前後で原則変更はないこと。ただし、指定都市・中核市以外の市町村の特別支援学校の幼稚部の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修については、中核市の場合と同様に、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会が実施する特例を適用したこと（1. 改正の概要 第一2⑤i 参照）。（教特法第20条及び附則第6条、地教行法第59条及び第61条関係）
- 2 研修等に関する記録の作成義務は、令和5年4月1日以後に受講する研修実施者実施研修等について適用されることとしているが、同日より前に受講した研修実施者実施研修等についても記録することは差し支えないこと。
(教特法第22条の5、改正法附則第2条関係)
- 3 独立行政法人教職員支援機構、認定講習等を開設する大学その他の関係者においては、指導助言者より教特法第22条の6第3項に基づき資質の向上のための機会に関する情報の提供等の協力の求めがあった場合は、適切に対応いただきたいこと。（教特法第22条の6第3項関係）
- 4 改正法により教特法の用語の整理等を行うことに伴い、今後、教育公務員特例法施行令等の技術的改正を行う予定であること。
- 5 「新たな教師の学びの姿」の実現に向けて、独立行政法人教職員支援機構においては、現職教員がその資質向上のために広く受講可能な学習コンテンツ等を検索できる「新たな教師の学びのための検索システム」を公開しているところ、大学等においては、教員免許更新制の下で生み出された良質な学習コンテンツ（過去に教員免許状更新講習として実施した講習を継承して行う講習等）を含め、当該検索システムに掲載する学習コンテンツの情報提供に引き続き協力いただきたいこと。

6 公立幼保連携型認定こども園の保育教諭等の任命権者である地方公共団体の長（地教行法第22条）は、研修等に関する記録や資質の向上に関する指導助言等の実施について、教育委員会と連携を図りながら適切に対応いただきたいこと。

第二 教育職員免許法の改正関係

1 教員免許更新制の発展的解消に関する留意事項

（1）普通免許状及び特別免許状の取扱いについて

① 免許状の有効性について

- i 施行の際現に有効な免許状については、休眠状態（旧免許状（平成21年3月31日以前に初めて免許状の授与を受けた者が保有する免許状をいう。以下同じ。）の所持者であって現職教員でない者が修了確認期限を超過したことにより当該免許状を用いることができない状態をいう。以下同じ。）のものも含め、何らの手続なく、引き続き教育職員になることのできる免許状として活用可能であること。
- ii 施行日前に既に失効している免許状については、手続なく有効になることはなく、申請書に授与権者（免許状の授与を行う都道府県教育委員会をいう。以下同じ。）が定める書類を添えて、授与権者に再度授与申請を行う必要があること。
- iii 免許状を有する者に対し、当該免許状の授与権者以外の授与権者が別の免許状を授与した際に、最初に授与された免許状に係る有効期間又は修了確認期限の延期・延長について当該免許状の授与権者の原簿に反映されていない場合も想定されることから、授与権者においては、施行日前に授与された免許状の書換え・再交付・領域追加の手続に当たり、当該手続の申請者が有する免許状が失効しているにもかかわらず有効なものと誤認したり、有効であるにもかかわらず失効していると誤認したりすることのないよう、申請者が有する全ての免許状の有効性を確実に確認した上で手続を行うこと。
- iv 授与権者及び免許管理者（免許状を有する者が教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者である場合にあってはその者の勤務地の都道府県の教育委員会、これらの者以外の者である場合にあってはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいう。以下同じ。）においては、

現職教員又は採用希望者が有する免許状が有効なものであるか、任命権者又は雇用者、現職教員又は採用希望者が適切に理解することができるよう、都道府県のホームページへの資料掲載や各学校等への周知文書の配布、各種会議等の機会を捉えての説明、広報誌等の様々なメディアを通じた広報など、幅広い周知に配慮されたいこと。

- v 任命権者及び雇用者においては、免許管理者との連絡を密にし、任命又は雇用しようとする者が有する免許状の有効性について適切に確認すること。例えば、既に施行日前に失効している旧免許状について、有効期間の定めがないことから当該免許状が有効であると誤認したり、施行の際休眠状態であった旧免許状や、施行日以後に有効期間の満了の日を経過した新免許状（平成 21 年 4 月 1 日以降に初めて免許状の授与を受けた者が保有する免許状をいう。以下同じ。）について、失効した免許状と誤認したりすることのないよう十分注意すること。

その際、免許状又は授与証明書並びに有効期間又は修了確認期限を証明する証明書類（更新講習修了確認証明書、修了確認期限延期証明書、有効期間更新証明書、有効期間延長証明書等）の確認に加えて、文部科学省が提供している「官報情報検索ツール」を適切に活用すること等により、当該免許状が懲戒免職や禁錮以上の刑に処せられたことなどの事由により失効したものでないことを確実に確認すること。

② 免許状等の様式について

- i 施行の際現に有効な新免許状については、有効期間の満了の日が記載された様式についても引き続き有効な免許状として活用できること。有効期間の満了の日の記載がない免許状への書換えについては、免許法第 15 条に基づく書換え又は再交付の事由に該当しないため、対応の必要はないこと。（免許法第 15 条関係）

- ii 授与権者の判断の下、授与証明書等の様式を定めるに当たっては、実務上の参考情報として改正前の免許法に基づく有効期間の満了の日又は修了確認期限を記載することを妨げるものではないが、その際には、「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 40 号）による改正前の法令に基づくもの」と記載し、改正前の法令に基づく表記であることを明示すること。

また、失効している免許状に関する授与証明書が、有効な免許状の証明として採用手続に使用されることがないよう、授与証明書の発行に当

たって、当該免許状の有効・失効の状態を確認した上で、原則として有効な免許状の場合に限り発行することとし、失効している免許状の授与証明書を発行する場合には、授与証明書に「失効」と明示すること。

③ 免許状の返納について

- i 旧免許状のうち既に施行日前に失効しているものについて、これらの免許状を有効であると誤認して教員として採用されることのないよう、返納されていない免許状があれば免許管理者において引き続き本人に返納を求めるとともに、任命権者及び雇用者に対して注意喚起すること。
(改正法附則第 12 条関係)
- ii 更新講習の未受講により免許状を失効した者が再度授与の申請を行った場合において、申請者が返納義務のある免許状を所持している場合は、免許管理者において失効の処理を行い、当該免許状を回収の上、授与権者において新たに免許状を授与すること(再授与については(2)参照)。

(2) 更新制により失効となった免許状の再授与について

① 再授与の基本的な考え方について

- i 免許法別表第 1、別表第 2 又は別表第 2 の 2 に基づき授与された免許状が未更新(期限切れ)により失効している場合にあっては、過去の免許法等に基づき所要資格を満たした者は、現行の免許法等に基づく所要資格を満たしたものとみなす経過措置が置かれていることから、授与権者において過去に免許状を授与した事実に基づき再授与することは可能であること。
- ii 免許法別表第 3 から別表第 8 まで等に基づく教育職員検定により授与された免許状が未更新(期限切れ)により失効している者に対し、免許状の再授与を行う場合にあっては、授与時点の免許法等に定める所要資格の確認が必要となることから、授与権者において教育職員検定を再度実施する必要があること。
- iii 免許状の未更新(期限切れ)を事由として免許状が失効した者であつて、再度同じ種類の免許状が授与されたものについて、免許法別表第 3、別表第 5 から別表第 8 まで等により当該免許状を基礎免許状として教育職員検定を行う場合にあっては、教育職員検定に用いる在職年数及び必要単位数には、最初に授与された免許状の授与後の在職年数及び取得単

位も含めることができることとすること。なお、免許状の未更新（期限切れ）以外を事由として免許状が失効した場合（懲戒免職による失効等）にあっては、当該在職年数及び取得単位を含めることはできないこと。

- iv 教員資格認定試験により授与された免許状が未更新（期限切れ）により失効した者より再授与の申請があった場合、授与権者においては過去教員資格認定試験に合格した事実（合格証書）の確認をもって免許状の再授与を行うこと。（免許法第16条関係）
- v 教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成12年法律第29号）附則第2項及び附則第3項においては、平成12年7月1日時点で特定の教科の高等学校教諭免許状を有する者であって、情報又は福祉の教科に関する講習を修了したものに情報又は福祉の高等学校教諭免許状を授与できることとされているところ、当該者の免許状が失効した場合にあっては同法附則第2項及び附則第3項の適用対象外となることから、当該規定に基づく情報又は福祉の高等学校教諭免許状の再授与はできないこと。
- vi 特別免許状が未更新（期限切れ）により失効している者に対し、特別免許状の再授与を行う場合にあっては、任命権者又は雇用者の再度の推薦に基づき、授与権者において教育職員検定を再び実施する必要があること。

② 申請書類の簡素化について

- i 免許状の未更新（期限切れ）を事由として失効となった普通免許状について再授与の申請があった際、授与権者は、当該免許状の原本又は写し、授与証明書、公的身分証明書等と、授与権者が保有する原簿や教員免許管理システムの情報を突合すること等により、過去に申請者に対して免許状を授与した事実を確実に確認できる場合には、一部の書類の添付を省略する等、円滑な再授与手続に努めていただきたいこと。
- ii 具体的には、免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2に基づき再授与をする場合、過去に免許状を授与された事実を確認できる場合には、学力に関する証明書、卒業・修了証明書、介護等体験に関する証明書、実務に関する証明書（勤務経験により教育実習の単位を他の単位に振り替える場合）は省略可能と考えられること。

iii 免許状の未更新（期限切れ）を事由として失効となった普通免許状について、免許法別表第3から別表第8まで等に基づく教育職員検定により再授与をする場合、原則、授与時点の免許法等に定める必要単位の証明が必要となることから、学力に関する証明書は省略できないものと考えられること。加えて、人物に関する証明書及び身体に関する証明書についても、当時の授与時点から状況変化が生じている可能性があることから、省略できないものと考えられること。一方、実務に関する証明書については、基礎免許状が未更新（期限切れ）を事由として失効した場合であっても、当該免許状が再授与されている場合は、教育職員検定における最低在職年数に最初に授与された免許状の授与後の在職年数も含めることができることから（①iii参照）、省略可能と考えられること。

③ 申請窓口について

- i 免許状の未更新（期限切れ）を事由として失効となった普通免許状について、申請書類の簡素化に当たっては、授与権者が有する原簿情報が必要となることや、教育職員検定による授与の場合は都道府県によって基準が異なることから、申請書類の簡素化は、原則として失効した免許状を授与した授与権者に申請があった場合に限られることとし、当該授与権者においては、他都道府県に住居地のある者であったとしても申請書類の簡素化による再授与の申請を受け付けること。この場合、免許状の授与申請の受付や免許状の交付を郵送やオンラインで対応する等、申請者の負担軽減に配慮願いたいこと。
- ii 失効した免許状を授与した授与権者以外の授与権者においては、失効した免許状の原簿情報を有しないことから、必ずしも申請書類を簡素化する必要はないものの、再授与の申請は受け付けること。なお、当該授与権者において再授与手続の簡素化を行う場合は、教育職員検定による授与の場合は都道府県によって基準が異なる点に留意するとともに、他の授与権者が保有する原簿情報を取り寄せる場合においては、各都道府県の個人情報保護に関する条例（令和5年4月1日以降にあってはデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による改正後の個人情報保護法）に則り、個人情報の適正な取扱いに留意すること。

④ その他の事項

- i 授与権者において、免許法別表1等により授与された免許状及び当該免許状を基礎免許状として別表第3から別表第8まで等に基づく教育職員検定により授与された免許状の両方が未更新（期限切れ）を事由として失効した者に対し、それぞれの免許状を再授与する場合にあっては、同時に授与申請を受け付けることも可能であること。このとき、前者の免許状の授与後に、当該免許状を基礎免許状として後者の免許状を授与したものと整理した上で、同時に免許状の交付を行うことも差し支えないこと。
- ii 未更新（期限切れ）を事由として普通免許状が失効した者が、当該免許状と同じ学校種・教科の臨時免許状の授与を受けて教員として勤務している場合は、臨時免許状は普通免許状を有する者を採用できない場合に限り授与するとの趣旨に鑑み、任命権者又は雇用者は、当該教員に対し、失効した普通免許状の再授与手続きを行うよう促すことが望ましいこと。（免許法第5条第5項関係）
- iii 幼保連携型認定こども園において保育教諭等として勤務する場合は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有することを原則とするところ、令和6年度末までは、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば、保育教諭等となることができる特例が適用されている。このため、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有し、幼保連携型認定こども園において保育教諭等として勤務する者が、当該免許状が未更新（期限切れ）により失効した場合であっても、免許状の再授与を受けることなく保育士資格に基づき引き続き勤務していることが想定されるところ、保育教諭等の任命権者又は雇用者においては、当該保育教諭等に対し、令和6年度末までに幼稚園教諭免許状の再授与を受ける必要があることを遺漏なく周知すること。（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第5条関係）
- iv 授与権者は、平成21年3月31日までに授与された旧免許状所有者うち、未更新のまま修了確認期限を超過した者から当該免許状の再授与の申請があった場合には、再授与に当たり、失効・休眠の別を判定する必要があるため、修了確認期限を超過した時点で現職教員であったかどうか確認すること。その際、職務経歴書のみならず、修了確認期限当時の免許管理者へ照会を行うことや、申請者から在籍証明書を提出させる

ことなどにより、確実に把握すること。

2 免許法別表第8による授与に関する留意事項

- ① 改正法により免許法別表第8の授与における最低在職年数として算入可能とされた勤務経験（授与を受けようとする免許状に係る学校及び学校以外の教育施設のうちこれらの学校に相当するものとして文部科学省令で定めるものにおける勤務経験）に関しては、改正法の施行日（令和4年7月1日）より前の勤務経験も算入可能であること（免許法別表第8関係）。
- ② 免許法別表第8による授与の際に必要な最低在職年数について、改正法により授与を受けようとする免許状に係る学校での教諭等（主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。以下同じ。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師をいう。）としての勤務経験及び学校以外の教育施設のうち文部科学省令で定めるものでの勤務経験が算入可能となったところ、この勤務経験には、授与を受けようとする免許状に係る学校における免許法第16条の5に基づき専科指導を行う教諭等としての勤務経験（中学校教諭の普通免許状を有する者が、小学校において臨時免許状の授与を受け勤務する場合は、主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師として勤務している場合に限る。）、臨時免許状による講師としての勤務経験等についても算入可能であること。（免許法別表第8関係）
- ③ 免許法別表第8による授与の際に必要な最低在職年数について、認定在外教育施設での勤務経験年数の実務証明責任は文部科学大臣となるが、国公私立学校の教員としての身分を有したまま認定在外教育施設に派遣された場合にあっては、実務証明責任者は免許法別表第3備考第2号に定める所轄庁又は学校法人等の理事長となること（免許法別表第3備考第2号及び免許法施行規則第67条関係）。

3 教職特別課程について

教職特別課程について、修業年限が1年の場合、必要な単位数を取得するためには平日のフルタイムでの課程とせざるを得ず、社会人が当該課程を履修することが困難であるとの課題があつたことから、今般の改正法により修業年限を1年以上とする弾力化を行つたこと。また、本改正により、複数年かけて休日や夜間で履修可能な教職特別課程を開設することが可

能になることから、各大学においては本制度の積極的な活用を検討いただきたいこと。（免許法別表第1関係）

4 その他の事項

（1）改正省令に係るその他の留意事項

- ① 令和4年度に実施する免許状更新講習として認定を受けた講習のうち、6月末日までに全日程を終了した講習については、改正前の免許状更新講習規則第6条の規定による修了認定及び第7条の規定による講習の評価を行い、遅滞なく、評価結果を文部科学大臣に報告する必要があること。
(改正省令附則第2条関係)

- ② 改正省令により、免許法施行規則第28条第2項及び第36条第2項に定める「教育学部又は学校教育学部を有する大学」を「教員養成に関する学部を置く大学」に改めているところ、本改正は教育学部又は学校教育学部以外にも教員養成に関する学部を設置している大学が実態上存在することに伴うものであり、改正前後で規定趣旨に変更はないこと。（免許法施行規則第28条第2項及び第36条第2項関係）

（2）教師の確保に向けた取組

臨時の任用教員等の確保ができない、学校へ配置する予定の教師の数に欠員が生じる「教師不足」が課題となっている中、改正法の施行後は、更新講習修了確認を経ることなく、休眠状態の旧免許状所持者などを教師として採用することが可能になることも踏まえ、任命権者等においては、「教師不足」の解消をはじめとした教師確保のための一層の取組を進められたいこと。

（3）教師の資質能力の維持・向上について

① 教師の資質向上のための機会の確保について

教員免許更新制の発展的解消とは、更新制の下で大学等が形成した良質な学習コンテンツを継承しつつ、個々の学校現場や教師のニーズに即した新たな研修システムによって、これから時代に必要な教師の学びを実現するという趣旨であり、更新制の解消後においても、教師が大学の講座等において自己研鑽を行うことは引き続き重要である。

こうした考え方や、教育基本法（平成18年法律第120号）第9条において教師は絶えず研究と修養に努めることとされていることを踏まえて、国公私立学校の別を問わず、任命権者又は雇用者においては、任命又は雇用

する教師が資質の向上のため必要な研修等を受講できるよう機会の確保等に努めること。

② 失効・休眠免許状所持者に関する適正な採用及び研修

任命権者においては、施行日前に免許状が失効していた者や休眠状態であった者（以下「失効・休眠免許状所持者」という。）を教師として採用する際には、必要な能力及び適性を有しているかどうかについて、適正な選考を行った上で採用すること。また、このような者を採用する際、研修の実施や必要な学習を経ていることの確認など、資質能力の確保及び向上のための適切な取組を行うこと。

各学校法人等においても、建学の精神に基づく採用方針や育成方針を踏まえつつ、このような取組の工夫に努められたいこと。

③ 失効・休眠免許状所持者に対する学習コンテンツ等の活用

失効・休眠免許状所持者は免許状更新講習を受講せずとも教員として勤務可能となることを踏まえ、上記②の失効・休眠免許状所持者に対する研修の実施に当たっては、独立行政法人教職員支援機構が提供しているオンデマンド型研修動画「校内研修シリーズ」等（※1）を活用するなど、失効・休眠免許状所持者の資質能力の確保及び向上を図るための適切な措置を講じること。また、同機構では、教師がその資質向上のために受講可能な学習コンテンツ等の情報を掲載する「新たな教師の学びのための検索システム」（※2）を公開しており、当該システムについても積極的に活用いただきたいこと。さらに、文部科学省では、令和4年度予算において、失効・休眠免許状所持者のほか、教職に就いたことがない者等の円滑な入職を支援するオンライン研修コンテンツの開発に係る補助事業を実施することとしており、当該事業の進捗を踏まえつつ、適時情報提供する予定であること。

これらの学習コンテンツ等は、国公私立の全ての学校の教師にとって活用可能なものであることから、各学校法人等においても、雇用する教師に対するこれらの情報提供や研修事業への活用も含め、適宜、その活用に努められたいこと。

※1：独立行政法人教職員支援機構

「校内研修シリーズ」

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/>

「基礎的研修シリーズ（まずはここから）」

<https://www.nits.go.jp/materials/basic.html>

※2：独立行政法人教職員支援機構 「新たな教師の学びのための検索システム」

<https://kensaku.nits.go.jp/>

(4) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等のための取組について

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）が、一部の規定を除き、令和4年4月1日より施行されたところ、本法においては、任命権者及び雇用者が教育職員等を任命又は雇用しようとするとき、特定免許状失効者等（過去に児童生徒性暴力等を事由として免許状が失効した者）に関するデータベースの活用義務が課されている。

現在、国において特定免許状失効者等に関するデータベースの整備を進めているところであり、当該データベースの整備後においては、任命権者又は雇用者において当該データベースを活用し、任命又は雇用を希望する者が児童生徒性暴力等を行った者に該当するかどうか確実に確認すること。また、該当した場合には、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行うこと。

また、任命権者又は雇用者は、当該データベースが整備されるまでの間は、過去40年間に懲戒免職処分等を受けたことによって免許状が失効・取上げとなった事実の有無を確認できる「官報情報検索ツール」を適切に活用すること等により、任命又は雇用を希望する者が過去に児童生徒性暴力等を行った者に該当するかどうか確認し、該当した場合には、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行うこと。

3. 別添資料

(1) 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）

- ① 概要
- ② 提案理由
- ③ 要綱
- ④ 条文・理由
- ⑤ 新旧対照表
- ⑥ 衆議院文部科学委員会における附帯決議（令和4年4月8日）
- ⑦ 参議院文教科学委員会における附帯決議（令和4年5月10日）

(2) 教育職員免許法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第219号）

- ① 条文・理由
- ② 新旧対照表

(3) 教育公務員特例法施行規則（令和4年文部科学省令第21号）条文

(4) 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第22号）条文

(5) 令和4年文部科学省告示第99号（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第十条第一項第六号の規定に基づき文部科学大臣が定める者等を廃止する件）条文

本件担当：
文部科学省 総合教育政策局 教育人材政策課
代表電話：03-5253-4111
(教員等の研修関係)
教職員研修係
内線：2987, 2986
E-MAIL : kyoikujinzai@mext.go.jp
(更新制の発展的解消、再授与手続き関係)
教員免許企画室 更新係
内線：3572, 3573
E-MAIL : menkyo@mext.go.jp
(教員免許、法令関係)
教員免許企画室 免許係
内線：3968, 3969
E-MAIL : menkyo@mext.go.jp

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の概要

趣旨

別添(1)

校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定を削除する等の措置を講ずる。

概要

1. 研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等(教育公務員特例法の一部改正)

①任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成しなければならない。

【教特法第22条の5第1項及び第2項】

- ・研修実施者※1が実施する研修
- ・大学院修学休業により履修した大学院の課程等
- ・任命権者が開設した認定講習及び認定通信教育による単位の修得
- ・その他任命権が必要と認めるもの

②指導助言者※2は、校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行うものとする。その場合に、校長及び教員の資質の向上に関する指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、①の記録に係る情報を活用する。

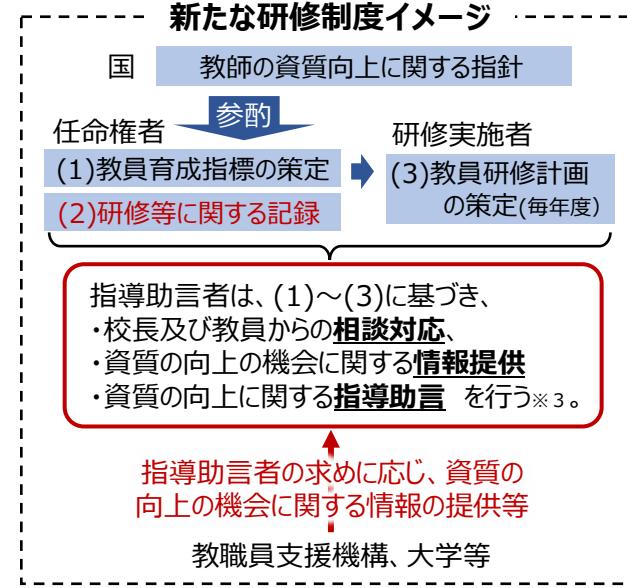
【教特法第22条の6第1項及び第2項】

③指導助言者は、独立行政法人教職員支援機構(NITS)や大学等に情報の提供等の協力を求めることとする。

【教特法第22条の6第3項】

④教員研修計画に、資質の向上に関する指導助言等の方法に関して必要な事項を加える。

【教特法第22条の4第2項第4号】



※1 研修実施者は中核市の県費負担教職員の場合は中核市教育委員会、他の校長及び教員の場合は原則任命権者。

※2 指導助言者は県費負担教職員の場合は市町村教育委員会、他の校長及び教員の場合は任命権者。

※3 教員への指導助言等は、教育委員会の指揮監督に服する校長等が実施することを想定。

2. 普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定の削除等(教育職員免許法の一部改正)

①普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除する。

【免許法第9条～第9条の4等】

②施行の際現に効力を有し、改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状には、施行日以後は有効期間の定めがないものとする等の経過措置を設ける。

【附則第3条】

3. その他(教育職員免許法の一部改正)

①普通免許状を有する者が他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要な最低在職年数について、当該年数に含めることができる勤務経験の対象を拡大する。

【免許法別表第8】

②主として社会人を対象とする教職特別課程(普通免許状の授与を受けるために必要な科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程)について、修業年限を1年以上に弾力化する。

【免許法別表第1備考第6号】

施行期日

令和4年7月1日(1.の規定は令和5年4月1日)【附則第1条】

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案提案理由説明

文部科学大臣

このたび、政府から提出いたしました教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

グローバル化や情報化の進展により、社会の在り方そのものが急速に変化する状況が生じつつあり、教育を巡る状況の変化も速度を増しております。このような中で、教師自身も高度な専門職として新たな知識技能の修得に継続的に取り組んでいく必要が高まっています。また、平成二十八年の教育公務員特例法の改正により、文部科学大臣が定める指針を参照した上で、教育委員会が教師の資質の向上に関する指標を定め、当該指標に基づく教員研修計画を定めることとされており、各地域の課題やニーズに応じた体系的な研修の実施が図られるようになるとともに、教師についてもオンライン化された学びが新型コロナウイルス感染症に対する対応を契機に急速に広まっています。

このような社会的変化、学びの環境の変化を受け、教師の学びの在り方もまた変化することが必要であり、

令和の日本型学校教育を実現する「新たな教師の学びの姿」として、主体的な学び、個別最適な学び、協働的な学びなどが求められているところです。

この法律案は、校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制を発展的に解消する等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成しなければならないこととするとともに、指導助言者は、校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行うものとしております。また、指導助言等を行う場合、校長及び教員の資質の向上に関する指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、当該記録に係る情報を活用するものとしております。

第二に、普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を教育職員免許法から削除することとしております。あわせて、本法律案の施行の際に現に効力を有し、本法律案による

改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状には、本法律案の施行日以後は有効期間の定めがないものとする等の経過措置を講じることとしております。

第三に、普通免許状を有する者が他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要な最低在職年数について、当該年数に含めることができる勤務経験の対象を拡大するとともに、主として社会人を対象とする教職特別課程について、その修業年限を一年以上に弾力化することとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律要綱

第一 教育公務員特例法の一部改正

- 一 「研修実施者」及び「指導助言者」を定義することとすること。
(第二十条関係)
- 二 教員研修計画に定める事項として、研修実施者が指導助言者として行う四の2に定める資質の向上に関する指導助言等の方法に関する必要な事項（研修実施者が都道府県の教育委員会である場合においては、県費負担教職員について市町村の教育委員会が指導助言者として行う資質の向上に関する指導助言等に関する基本的な事項を含む。）を加えることとすること。
(第二十二条の四第二項関係)

三 研修等に関する記録の作成等

- 1 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、文部科学省令で定めるところにより、当該校長及び教員ごとに、研修の受講その他の当該校長及び教員の資質の向上のための取組の状況に関する記録（以下「研修等に関する記録」という。）を作成しなければならないこととすること。
(第二十二条の五第一項関係)
- 2 研修等に関する記録には、当該校長及び教員が受講した研修実施者実施研修に関する事項等を記載するものとすること。
(第二十二条の五第二項関係)
- 3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者が都道府県の教育委員会である場合においては、当該都道府県の教育委員会は、指導助言者に対し、当該校長及び教員の研修等に関する記録に係る情報を提供するものとすること。
(第二十二条の五第三項関係)

四 資質の向上に関する指導助言等

- 1 公立の小学校等の校長及び教員の指導助言者は、当該校長及び教員がその職責、経験及び適性に応じた資質の向上のための取組を行うことを促進するため、当該校長及び教員からの相談に応じ、研修、認定講習等その他の資質の向上のための機会に関する情報を提供し、又は資質の向上に関する指導及び助言を行うものとすること。
(第二十二条の六第一項関係)
- 2 公立の小学校等の校長及び教員の指導助言者は、1による相談への対応、情報の提供並びに指導及び助言（以下「資質の向上に関する指導助言等」という。）を行うに当たっては、当該校長及び教員に係る指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、当該校長及び教員の研修等に関する記録に係る情報を活用するものとすること。
(第二十二条の六第二項関係)
- 3 指導助言者は、資質の向上に関する指導助言等を行うため必要があると認めるとときは、独立行政法人教職員支援機構、認定講習等を開設する大学その他の関係者に

対し、これらの者が行う研修、認定講習等その他の資質の向上のための機会に関する情報の提供その他の必要な協力を求めることとすること。

(第二十二条の六第三項関係)

五 その他所要の改正を行うこと。

第二 教育職員免許法の一部改正

一 普通免許状及び特別免許状を有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除することとすること。
(第九条～第九条の四関係)

二 普通免許状の授与を受けるために必要な科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程について、その修業年限を一年以上とすることとすること。
(別表第一関係)

三 普通免許状を有する者が教育職員免許法別表第八により他の学校種の普通免許状の授与を受けようとする場合に必要な最低在職年数について、当該年数に含めることができる勤務経験の対象に、授与を受けようとする免許状に係る学校及び学校以外の教育施設のうちこれらの学校に相当するものとして文部科学省令で定めるものを追加することとすること。
(別表第八関係)

四 その他所要の改正を行うこと。

第三 施行期日等

一 この法律は、令和四年七月一日から施行することとすること。ただし、第一については令和五年四月一日から施行することとすること。
(附則第一条関係)

二 この法律の施行の際現に効力を有する普通免許状及び特別免許状であって、改正前の教育職員免許法の規定により有効期間が定められたものについては、この法律の施行の日以後は、有効期間の定めがないものとすること。
(附則第三条関係)

三 二のほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置等を定めること。

(附則第二条、附則第十二条及び附則第十四条関係)

四 その他関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第四条～附則第十一条及び附則第十三条関係)

別添(1)

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律

(教育公務員特例法の一部改正)

第一条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第十九条」に、「第二十一条」を「第二十条」に改める。

第二条第三項中「限る。」の下に「第二十二条の六第三項、第二十二条の七第二項第二号及び」を加える。

第十七条第一項中「県費負担教職員」の下に「（以下「県費負担教職員」という。）」を加え、「。第二十三条第二項及び第二十四条第二項において同じ。」を削る。

第四章の章名を削る。

第十九条の次に次の章名を付する。

第四章 研修

第二十条を次のように改める。

(研修実施者及び指導助言者)

第二十条 この章において「研修実施者」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める者をいう。

一 市町村が設置する中等教育学校（後期課程に学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程のみを置くものを除く。次号において同じ。）の校長及び教員のうち県費負担教職員である者 当該市町村の教育委員会

二 地方自治法第二百五十一條の二十二第一項の中核市（以下この号及び次項第一号において「中核市」という。）が設置する小学校等（中等教育学校を除く。）の校長及び教員のうち県費負担教職員である者 当該中核市の教育委員会

三 前二号に掲げる者以外の教育公務員 当該教育公務員の任命権者

2 この章において「指導助言者」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める者をいう。

一 前項第一号に掲げる者 同号に定める市町村の教育委員会

二 前項第二号に掲げる者 同号に定める中核市の教育委員会

三 公立の小学校等の校長及び教員のうち県費負担教職員である者（前二号に掲げる者を除く。） 当

該校長及び教員の属する市町村の教育委員会

四 公立の小学校等の校長及び教員のうち県費負担教職員以外の者 当該校長及び教員の任命権者
第二十一条第二項中「任命権者」を「研修実施者」に改める。

第二十二条第三項中「任命権者」の下に「（第二十条第一項第一号に掲げる者については、同号に定める市町村の教育委員会。以下この章において同じ。）」を加える。

第二十二条の二第一項中「以下」の下に「この条及び次条第一項において」を加える。

第二十二条の三第一項中「以下」の下に「この章において」を加え、同条第二項中「あらかじめ第二十二条の五第一項」を「第二十二条の七第一項」に改める。

第二十二条の四第一項中「任命権者」を「研修実施者」に改め、「この条」の下に「及び第二十二条の六第二項」を加え、同条第二項第一号中「任命権者が」を「研修実施者が」に改め、「この項」の下に「及び次条第二項第一号」を加え、「任命権者実施研修」を「研修実施者実施研修」に改め、同項第二号及び第三号中「任命権者実施研修」を「研修実施者実施研修」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「研修」を「前号に掲げるもののほか、研修」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の

次に次の一号を加える。

四 研修実施者が指導助言者として行う第二十二条の六第二項に規定する資質の向上に関する指導助言等の方法に関する必要な事項（研修実施者が都道府県の教育委員会である場合においては、県費負担教職員について第二十条第二項第三号に定める市町村の教育委員会が指導助言者として行う第二十二条の六第二項に規定する資質の向上に関する指導助言等に関する基本的な事項を含む。）

第二十二条の四第三項中「任命権者」を「研修実施者」に改める。

第二十二条の五第一項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条を第二十二条の七とし、第二十二条の四の次に次の二条を加える。

（研修等に関する記録）

第二十二条の五 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、文部科学省令で定めるところにより、当該校長及び教員ごとに、研修の受講その他の当該校長及び教員の資質の向上のための取組の状況に関する記録（以下この条及び次条第二項において「研修等に関する記録」という。）を作成しなければならない。

2 研修等に関する記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該校長及び教員が受講した研修実施者実施研修に関する事項

二 第二十六条第一項に規定する大学院修学休業により当該教員が履修した同項に規定する大学院の課程等に関する事項

三 認定講習等（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）別表第三備考第六号の文部科学大臣の認定する講習又は通信教育をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）のうち当該任命権者が開設したものであつて、当該校長及び教員が単位を修得したものに関する事項

四 前二号に掲げるもののほか、当該校長及び教員が行つた資質の向上のための取組のうち当該任命権者が必要と認めるものに関する事項

3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者が都道府県の教育委員会である場合においては、当該都道府県の教育委員会は、指導助言者（第二十条第二項第二号及び第三号に定める者に限る。）に対し、当該校長及び教員の研修等に関する記録に係る情報を提供するものとする。

（資質の向上に関する指導助言等）

第二十二条の六 公立の小学校等の校長及び教員の指導助言者は、当該校長及び教員がその職責、経験及び適性に応じた資質の向上のための取組を行うことを促進するため、当該校長及び教員からの相談に応じ、研修、認定講習等その他の資質の向上のための機会に関する情報を提供し、又は資質の向上に関する指導及び助言を行うものとする。

2 公立の小学校等の校長及び教員の指導助言者は、前項の規定による相談への対応、情報の提供並びに指導及び助言（次項において「資質の向上に関する指導助言等」という。）を行うに当たつては、当該校長及び教員に係る指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、当該校長及び教員の研修等に関する記録に係る情報を活用するものとする。

3 指導助言者は、資質の向上に関する指導助言等を行うため必要があると認めるときは、独立行政法人教職員支援機構、認定講習等を開設する大学その他の関係者に対し、これらの者が行う研修、認定講習等その他の資質の向上のための機会に関する情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

第二十三条第一項中「任命権者」を「研修実施者」に改め、「。附則第五条第一項において同じ」を削り、「以下」を「次項において」に改め、同条第二項中「任命権者」を「指導助言者」に改める。

第二十四条第一項中「任命権者」を「研修実施者」に、「（以下」を「（次項において」に改め、同条第二項中「任命権者」を「指導助言者」に改める。

第二十五条第一項中「研修（以下」の下に「この条において」を加える。

第二十六条第一項中「任命権者」の下に「（第二十条第一項第一号に掲げる者については、同号に定める市町村の教育委員会。次項及び第二十八条第二項において同じ。）」を加え、同項第一号中「（昭和二十四年法律第百四十七号）」を削り、同項第四号中「任用された者、」の下に「第二十三条第一項に規定する」を加える。

第三十五条中「とあり、並びに」を「とあり、」に改め、「教授会の議に基づき学長」の下に「とあり、並びに第二十一条第二項中「研修実施者」」を加える。

附則第四条中「第二十二条の五」を「第二十二条の七」に、「指標」を「第二十二条の三第一項に規定する指標」に、「あらかじめ同条第二項第二号」を「第二十二条の七第二項第二号」に改める。

附則第五条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、「任命権者に」を「研修実施者（第二十条第一項に規定する研修実施者をいう。以下この項において同じ。）に」、「任命権者（」を「研修実施

者（）に、「採用」を「採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。）」に改める。

附則第六条の見出しを「（幼稚園等の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例）」に改め、同条第一項中「幼稚園及び幼保連携型認定こども園」を「幼稚園等」に改め、「中堅教諭等資質向上研修」の下に「（第二十四条第一項に規定する中堅教諭等資質向上研修をいう。次項において同じ。）」を加え、「第二十四条第一項」を「同条第一項」に、「幼稚園の」を「幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の」に改め、同条第二項中「幼稚園及び幼保連携型認定こども園」を「幼稚園等」に改める。

附則第七条中「対して、」の下に「第二十五条第一項に規定する」を加える。

（教育職員免許法の一部改正）

第二条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。
目次中「第九条の五」を「第九条の二」に改める。

第三条の二第二項中「、あらかじめ」を削り、「第五条第七項で定める」を「第五条第六項に規定する」に改める。

第五条第二項を削り、同条第三項ただし書中「第一項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第七項で定める」を「第六項に規定する」に、「第三項」を「第二項」に改め、「あらかじめ」を削り、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第六条第二項中「第五条第二項及び第六項」を「第五条第一項及び第五項」に改め、同条第四項を削る。

第七条第四項を削り、同条第五項中「、第二項及び前項」を「及び第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第八条第一項中「、免許状の有効期間の満了の日」を削る。

第九条第一項中「その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、すべて」を「全て」に、「次項及び第三項」を「以下この条」に改め、同条第二項中「、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで」を削り、同条第四項及び第五項を削る。

第九条の二から第九条の四までを削り、第九条の五を第九条の一とする。

第十六条を削る。

第十六条の二第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「機構」を「独立行政法人教職員支援機構（別表第三備考第十一号において「機構」という。）」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条を第十六条とし、第十六条の二の二を第十六条の二とする。

第十六条の三の前の見出しを「（中学校又は高等学校の教諭の免許状に関する特例）」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十六条の四第四項を削る。

第十七条の前に見出しとして「（特別支援学校の教諭等の免許状に関する特例）」を付し、同条第一項中「第六項」を「第五項」に改め、同条第二項を削る。

第二十一条第一項中「行為」を「違反行為」に改め、同項第一号中「第三項若しくは第六項」を「第二項若しくは第五項」に、「第六条第一項から第三項まで」を「第六条」に改める。

附則第二項中「第六項ただし書」を「第五項ただし書」に改める。

附則第五項後段を削る。

附則第七項中「第五条第六項本文」を「第五条第五項本文」に改める。

附則第八項ただし書、第九項後段、第十一項ただし書、第十七項後段及び第十八項後段を削る。

別表第一備考第一号の二及び第五号イ中「第十六条の三第四項」を「第十六条の三第三項」に改め、同

表備考第六号中「一年」を「一年以上」に改める。

別表第八第三欄中「学校における主幹教諭」を「免許状又は第一欄に定める免許状に係る学校（これらに相当する義務教育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部を含み、幼稚園には幼保連携型認定こども園を含む。）における主幹教諭等（主幹教諭）に、「又は講師（これらに相当する義務教育学校の前期課程又は後期課程、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師を含み、小学校教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼保連携型認定こども園の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を含む」を「、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師をいう」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

一 第三欄の「当該免許状又は第一欄に定める免許状に係る学校」には学校以外の教育施設のうちこれらの学校に相当するものとして文部科学省令で定めるものを、同欄の「主幹教諭等」には当該教育施設において教育に従事する者として文部科学省令で定めるものを含むものとし、その者についての同欄の実務証明責任者は、当該教育施設の設置者その他の当該教育施設において勤務する者の勤務の状況を確認できる者として文部科学省令で定めるものとする。

二 中学校教諭免許状を有する者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合又は高等学校教諭免許状を有する者が中学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、文部科学省令で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条の規定 公布の日

二 第一条並びに次条及び附則第六条の規定 令和五年四月一日

(教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の教育公務員特例法第二十二条の五の規定は、同条第二項第一号に規定する校長及び教員が前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に受講する同項第一号の研修実施者実施研修、同項第二号に規定する教員が同日以後に履修する同号の大学院の課程等、同項第三号に規定する任命権者が同日以後に開設する同号の認定講習等のうち同号に規定する校長及び教員が同日以後に単位を修得するもの並びに同項第四号に規定する校長及び教員が同日以後に行う同号の取組について適用する。

(教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する普通免許状及び特別免許状であつて、第二条の規定による改正前の教育職員免許法第九条第一項及び第二項の規定により有効期間が定められたものについては、この法律の施行の日（附則第十二条において「施行日」という。）以後は、有効期間の定めがないものとする。

（教育職員免許法施行法の一部改正）

第四条 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項後段を削る。

（教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正）

第五条 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「第五条第六項ただし書」を「第五条第五項ただし書」に改める。

附則第十項ただし書を削る。

附則第十九項中「新法附則第九項」を「教育職員免許法附則第七項」に改める。

附則第二十項中「第五条第六項本文」を「第五条第五項本文」に改める。

附則第二十一項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に、「同条第六項ただし書」を「同条第五項ただし書」に改める。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第六条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第五十九条中「並びに教育公務員特例法第二十一条第一項、第二十二条の四、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十五条」を「及び地方公務員法第三十九条第二項」に改め、「かかわらず」の下に「、教育公務員特例法第四章の定めるところにより」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、中核市の県費負担教職員の研修は、都道府県委員会も行うことができる。

第六十一条第一項中「及び附則第二十七条」を削り、同条第一項中「この項」を「この条」に、「並びに教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十二条の三から第二十二条の五まで、第二十三条第一項及び二十四条第一項」を「及び地方公務員法第三十九条第二項」に改め、「かかわらず」の下に「、教育公務員特例法第四章の定めるところにより」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、市町村が設置する中等教育学校の県費負担教職員の研修は、都道府県委員会も行うことができる。

附則中第二十五条から第二十七条までを削り、第二十八条を第二十五条とする。

（学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条 学校教育法等の一部を改正する法律（平成三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「新学校教育法」を「学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）による改正前の学校教育法（次項において「平成十七年改正前学校教育法」という。）」に、「第五条第六項ただし書」を「第五条第五項ただし書」に改める。

附則第四項中「新学校教育法」を「平成十七年改正前学校教育法」に、「第一条の規定による改正後の教育職員免許法附則第十一項」を「教育職員免許法附則第九項」に改める。

（独立行政法人教職員支援機構法の一部改正）

第八条 独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第五号中「第九条の三第一項の規定による認定及び同法」を削り、同条第六号中「第十六条の二第一項」を「第十六条第一項」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第九条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第五条第七項」を「第五条第六項」に改め、「同条第五項中「特別免許状」とあるのは「特別免許状（特例特別免許状を除く。）」と、「までとする」とあるのは「までとし、特例特別免許状（同一の授与権者により授与されたものに限る。）を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第二項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする」とを削り、同条第二項及び第三項中「第五条第七項」を「第五条第六項」に改める。

（学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十条 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第二項中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改める。

（教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）の一

部を次のように改正する。

附則第二条の前の見出し及び同条から附則第四条までを削る。

附則第五条中「新法」を「第一条の規定による改正後の教育職員免許法（次条において「新法」という。）」に改め、同条を附則第二条とし、同条の前に見出しつして「（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）」を付する。

附則第六条を附則第三条とする。

附則第七条から附則第十九条までを削る。

（教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 前条の規定による改正前の教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（以下この項において「旧平成十九年改正法」という。）附則第二条第五項（旧平成十九年改正法附則第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により施行日前に失効した普通免許状及び特別免許状（旧平成十九年改正法附則第十八条の規定により読み替えて適用する旧平成十九年改正法附則第二条第一項に規定する特例特別免許状を含む。）の返納については、なお従前の例による。

2 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部
改正）

第十三条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
（平成二十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「（第三項において単に「登録」という。）」を削り、同条第三項を削る。
(政令への委任)

第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の更新制を廃止する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

別添(1)

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律 新旧対照表 目次

（傍線部分は改正部分）

		改 正 後	
目次			改 正 前

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 任免、人事評価、給与、分限及び懲戒

第一節 大学の学長、教員及び部局長（第三条—第十条）

第二節 大学以外の公立学校の校長及び教員（第十一条—第十四条）

)

第三節 専門的教育職員（第十五条・第十六条）

第三章 服務（第十七条—第十九条）

第四章 研修（第二十条—第二十五条の二）

第五章 大学院修学休業（第二十六条—第二十八条）

第六章 職員団体（第二十九条）

第七章 教育公務員に準ずる者に関する特例（第三十条—第三十五条）

附則

(定義)

第一条 (略)

2 (略)

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 任免、人事評価、給与、分限及び懲戒

第一節 大学の学長、教員及び部局長（第三条—第十条）

第二節 大学以外の公立学校の校長及び教員（第十一条—第十四条）

)

第三節 専門的教育職員（第十五条・第十六条）

第三章 服務（第十七条—第二十条）

第四章 研修（第二十一条—第二十五条の二）

第五章 大学院修学休業（第二十六条—第二十八条）

第六章 職員団体（第二十九条）

第七章 教育公務員に準ずる者に関する特例（第三十条—第三十五条）

附則

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律で「部局長」とは、大学（公立学校であるものに限る。第二十二条の六第三項、第二十二条の七第二項第二号及び第二十六条第一項を除き、以下同じ。）の副学長、学部長その他政令で指定する部局の長をいう。

4・5 (略)

(兼職及び他の事業等の従事)

第十七条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員（以下「県費負担教職員」という。）について、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会）において認められる場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2・3 (略)

第十九条 (略)

第四章 研修

(研修実施者及び指導助言者)

第二十条 この章において「研修実施者」とは、次の各号に掲げる者の

3 この法律で「部局長」とは、大学（公立学校であるものに限る。第二十六条第一項を除き、以下同じ。）の副学長、学部長その他政令で指定する部局の長をいう。

4・5 (略)

(兼職及び他の事業等の従事)

第十七条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。第二十三条第二項及び第二十四条第二項において同じ。）において認められる場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2・3 (略)

第十九条 (略)

(新設)

第二十条 削除

区分に応じ当該各号に定める者をいう。

一 市町村が設置する中等教育学校（後期課程に学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程のみを置くものを除く。次号において同じ。）の校長及び教員のうち県費負担教職員である者 当該市町村の教育委員会

二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この号及び次項第二号において「中核市」という。）が設置する小学校等（中等教育学校を除く。）の校長及び教員のうち県費負担教職員である者 当該中核市の教育委員会

三 前二号に掲げる者以外の教育公務員 当該教育公務員の任命権者
この章において「指導助言者」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める者をいう。

一 前項第一号に掲げる者 同号に定める市町村の教育委員会

二 前項第二号に掲げる者 同号に定める中核市の教育委員会

三 公立の小学校等の校長及び教員のうち県費負担教職員である者（前二号に掲げる者を除く。） 当該校長及び教員の属する市町村の教育委員会

四 公立の小学校等の校長及び教員のうち県費負担教職員以外の者 当該校長及び教員の任命権者

（削る）

（研修）

第四章
研修

第二十一条（略）

2 教育公務員の研修実施者は、教育公務員（公立の小学校等の校長及び教員（臨時に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）を除く。）の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

（研修の機会）

第二十二条（略）

2（略）

3 教育公務員は、任命権者（第二十条第一項第一号に掲げる者については、同号に定める市町村の教育委員会。以下この章において同じ。）の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

（校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針）

第二十二条の二 文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、次条第一項に規定する指標の策定に関する指針（以下この条及び次条第一項において「指針」という。）を定めなければならない。

2・3（略）

第二十二条（略）

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員（公立の小学校等の校長及び教員（臨時に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下の章において同じ。）を除く。）の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

（研修の機会）

第二十二条（略）

2（略）

3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

（校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針）

第二十二条の二 文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、次条第一項に規定する指標の策定に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

2・3（略）

(校長及び教員としての資質の向上に関する指標)

第二十二条の三 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下この章において「指標」という。）を定めるものとする。

2 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、第二十二条の七第一項に規定する協議会において協議するものとする。

3・4 (略)

(教員研修計画)

第二十二条の四 公立の小学校等の校長及び教員の研修実施者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画（以下この条及び第二十二条の六第二項において「教員研修計画」という。）を定めるものとする。

2 教員研修計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 研修実施者が実施する第二十三条第一項に規定する初任者研修、第二十四条第一項に規定する中堅教諭等資質向上研修その他の研修（以下この項及び次条第二項第一号において「研修実施者実施研修」という。）に関する基本的な方針

二 研修実施者実施研修の体系に関する事項

三 研修実施者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項

(校長及び教員としての資質の向上に関する指標)

第二十二条の三 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）を定めるものとする。

2 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ第二十二条の五第一項に規定する協議会において協議するものとする。

3・4 (略)

(教員研修計画)

第二十二条の四 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画（以下この条において「教員研修計画」という。）を定めるものとする。

2 教員研修計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 任命権者が実施する第二十三条第一項に規定する初任者研修、二十四条第一項に規定する中堅教諭等資質向上研修その他の研修（以下この項において「任命権者実施研修」という。）に関する基本的な方針

二 任命権者実施研修の体系に関する事項

三 任命権者実施研修の時期、方法及び施設に関する事項

四 研修実施者が指導助言者として行う第二十二条の六第二項に規定する資質の向上に関する指導助言等の方法に関する必要な事項（研修実施者が都道府県の教育委員会である場合においては、県費負担教職員について第二十条第二項第三号に定める市町村の教育委員会が指導助言者として行う第二十二条の六第二項に規定する資質の向上に関する指導助言等に関する基本的な事項を含む。）

（新設）

五 前号に掲げるもののほか、研修を奨励するための方途に関する事項

四 研修を奨励するための方途に関する事項

六 （略）

3 公立の小学校等の校長及び教員の研修実施者は、教員研修計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、教員研修計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

（研修等に関する記録）

（新設）

第二十二条の五 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、文部科学省令で定めるところにより、当該校長及び教員ごとに、研修の受講その他の当該校長及び教員の資質の向上のための取組の状況に関する記録（以下この条及び次条第二項において「研修等に関する記録」という。）を作成しなければならない。

2 研修等に関する記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該校長及び教員が受講した研修実施者実施研修に関する事項
- 二 第二十六条第一項に規定する大学院修学休業により当該教員が履修した同項に規定する大学院の課程等に関する事項

三 認定講習等（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）

別表第三備考第六号の文部科学大臣の認定する講習又は通信教育を
いう。次条第一項及び第三項において同じ。）のうち当該任命権者
が開設したものであつて、当該校長及び教員が単位を修得したもの
に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、当該校長及び教員が行つた資質の向
上のための取組のうち当該任命権者が必要と認めるものに関する事
項

3 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者が都道府県の教育委員会
である場合においては、当該都道府県の教育委員会は、指導助言者（
第二十条第二項第二号及び第三号に定める者に限る。）に対し、当該
校長及び教員の研修等に関する記録に係る情報を提供するものとする
。

（資質の向上に関する指導助言等）

第二十二条の六 公立の小学校等の校長及び教員の指導助言者は、当該
校長及び教員がその職責、経験及び適性に応じた資質の向上のための
取組を行うことを促進するため、当該校長及び教員からの相談に応じ
、研修、認定講習等その他の資質の向上のための機会に関する情報を
提供し、又は資質の向上に関する指導及び助言を行うものとする。

2 公立の小学校等の校長及び教員の指導助言者は、前項の規定による
相談への対応、情報の提供並びに指導及び助言（次項において「資質
の向上に関する指導助言等」という。）を行うに当たつては、当該校

（新設）

長及び教員に係る指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、当該校長及び教員の研修等に関する記録に係る情報を活用するものとする。

3 | 指導助言者は、資質の向上に関する指導助言等を行うため必要があると認めるときは、独立行政法人教職員支援機構、認定講習等を開設する大学その他の関係者に対し、これらの者が行う研修、認定講習等その他の資質の向上のための機会に関する情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

(協議会)

第二十二条の七 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「の条において「協議会」という。）を組織するものとする。

2～4 (略)

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の研修実施者は、当該教諭等（臨時に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。）の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（次項において「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2 指導助言者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」とい

(協議会)

第二十二条の五 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。

2～4 (略)

(初任者研修)

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（臨時に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。附則第五条第一項において同じ。）の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

2 任命権者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」とい

いう。）の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

3 (略)

（中堅教諭等資質向上研修）

第二十四条 公立の小学校等の教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この項において同じ。）の研修実施者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（次項において「中堅教諭等資質向上研修」という。）を実施しなければならない。

2 指導助言者は、中堅教諭等資質向上研修を実施するに当たり、中堅教諭等資質向上研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに中堅教諭等資質向上研修に関する計画書を作成しなければならない。

（指導改善研修）

第二十五条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定し

う。）の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。

3 (略)

（中堅教諭等資質向上研修）

第二十四条 公立の小学校等の教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この項において同じ。）の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「中堅教諭等資質向上研修」という。）を実施しなければならない。

2 任命権者は、中堅教諭等資質向上研修を実施するに当たり、中堅教諭等資質向上研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに中堅教諭等資質向上研修に関する計画書を作成しなければならない。

（指導改善研修）

第二十五条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定し

た教諭等に対し、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下この条において「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。

2～7 （略）

（大学院修学休業の許可及びその要件等）

第二十六条 公立の小学校等の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（以下「主幹教諭等」という。）で次の各号のいずれにも該当するものは、任命権者（第二十条第一項第一号に掲げる者については、同号に定める市町村の教育委員会。次項及び第二十八条第二項において同じ。）の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらとの課程に相当する外国の大学の課程（次項及び第二十八条第二項において「大学院の課程等」という。）に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）をすることができる。

一 主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師にあつては教育職員免許法に規定する教諭の専修免許状、養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭にあつては同法に規定する養護教諭の専修免許状、栄養教諭の専修免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭にあつては同法に規定する栄養教諭の専修免許状の

た教諭等に対し、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。

2～7 （略）

（大学院修学休業の許可及びその要件等）

第二十六条 公立の小学校等の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（以下「主幹教諭等」という。）で次の各号のいずれにも該当するものは、任命権者の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程（次項及び第二十八条第二項において「大学院の課程等」という。）に在学してその課程を履修するための休業（以下「大学院修学休業」という。）をすることができる。

一 主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師にあつては教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する教諭の専修免許状、養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭にあつては同法に規定する養護教諭の専修免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭にあつては同法

取得を目的としていること。

二・三 (略)

四 条件付採用期間中の者、臨時的に任用された者、第二十三条第一項に規定する初任者研修を受けている者その他政令で定める者でないこと。

2 (略)

第三十五条 研究施設の長及び研究施設研究教育職員については、第三条第一項、第二項及び第五項、第五条の二、第六条、第七条、第二十条並びに第二十二条の規定を準用する。この場合において、第三条第二項中「評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会。以下同じ。）の議に基づき学長」とあり、同条第五項、第五条の二第二項及び第六条中「評議会の議に基づき学長」とあり、第五条の二第一項中「評議会」とあり、及び「教授会の議に基づき学長」とあり、並びに第二十一条第二項中「研修実施者」とあるのは「任命権者」と、第三条第二項中「評議会が」とあり、同条第五項中「教授会の議に基づき学長が」とあり、及び第七条中「評議会の議に基づき学長が」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者が」と読み替えるものとする。

附 則 (指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る協議会の特例)

第四条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指

に規定する栄養教諭の専修免許状の取得を目的としていること。

二・三 (略)

四 条件付採用期間中の者、臨時的に任用された者、初任者研修を受けている者その他政令で定める者でないこと。

2 (略)

第三十五条 研究施設の長及び研究施設研究教育職員については、第三条第一項、第二項及び第五項、第五条の二、第六条、第七条、第二十条並びに第二十二条の規定を準用する。この場合において、第三条第二項中「評議会（評議会を置かない大学にあつては、教授会。以下同じ。）の議に基づき学長」とあり、同条第五項、第五条の二第二項及び第六条中「評議会の議に基づき学長」とあり、並びに第五条の二第一項中「評議会」とあり、及び「教授会の議に基づき学長」とあるのは「任命権者」と、第三条第二項中「評議会が」とあり、同条第五項中「教授会の議に基づき学長が」とあり、及び第七条中「評議会の議に基づき学長が」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者が」と読み替えるものとする。

附 則 (指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る協議会の特例)

第四条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指

定都市」という。)以外の市町村の教育委員会及び長については、当分の間、第二十二条の三第二項及び第二十二条の七の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会及び長は、第二十二条の三第一項に規定する指標を定め、又はこれを変更しようとときは、第二十二条の七第二項第二号に掲げる者、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会若しくは知事又は独立行政法人教職員支援機構の意見を聴くよう努めるものとする。

(幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例)

第五条 幼稚園特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定とともに園（以下この条及び次条において「幼稚園等」という。）の教諭等の研修実施者（第二十条第一項に規定する研修実施者をいう。以下この項において同じ。）については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の研修実施者（指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）は、採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。）の日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（臨時に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

(幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例)

第五条 幼稚園 特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定ことも園（以下この条において「幼稚園等」という。）の教諭等の任命権者については、当分の間、第二十三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の任命権者（指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）は、採用の日から起算して一年に満たない幼稚園等の教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対しても研修を実施しなければならない。

(幼稚園等の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例)

第六条 指定都市以外の市町村の設置する幼稚園等の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修をいう。次項において同じ。)は、当分の間、同条第一項の規定にかかわらず、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会が、幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事が実施しなければならない。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う中堅教諭等資質向上研修に協力しなければならない。

(指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る指導改善研修の特例)

第七条 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長については、当分の間、第二十五条及び第二十五条の二の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会及び長は、その所管に属する小学校等の教諭等(その任命権が当該教育委員会及び長に属する者に限る。)のうち、児童等に対する指導が不適切であると認める教諭等(政令で定め

(幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例)

第六条 指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修は、当分の間、第二十四条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の教育委員会が、幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事が実施しなければならない。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う中堅教諭等資質向上研修に協力しなければならない。

(指定都市以外の市町村の教育委員会及び長に係る指導改善研修の特例)

第七条 指定都市以外の市町村の教育委員会及び長については、当分の間、第二十五条及び第二十五条の二の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会及び長は、その所管に属する小学校等の教諭等(その任命権が当該教育委員会及び長に属する者に限る。)のうち、児童等に対する指導が不適切であると認める教諭等(政令で定め

る者を除く。）に対して、第二十五条第一項に規定する指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならない。

る者を除く。）に対して、指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならない。

（傍線部分は改正部分）

（注）教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）附則第三条による改正後の条文

	改 正 後		改 正 前
	目次		目次
第一章 総則（第一条—第三条の二）	第一章 総則（第一条—第三条の二）	第二章 免許状（第四条—第九条の二）	第二章 免許状（第四条—第九条の二）
第二章 免許状（第四条—第九条の二）	第二章 免許状（第四条—第九条の五）	第三章 免許状の失効及び取上げ（第十条—第十四条の二）	第三章 免許状の失効及び取上げ（第十条—第十四条の二）
第三章 免許状の失効及び取上げ（第十条—第十四条の二）	第三章 免許状の失効及び取上げ（第十条—第十四条の二）	第四章 雜則（第十五条—第二十条）	第四章 雜則（第十五条—第二十条）
第四章 雜則（第十五条—第二十条）	第五章 罰則（第二十一条—第二十三条）	第五章 罰則（第二十一条—第二十三条）	第五章 罚則（第二十一条—第二十三條）
第五章 罰則（第二十一条—第二十三条）	附則	第五章 罚則（第二十一条—第二十三條）	附則
附則		附則	
（免許状を要しない非常勤の講師）	（免許状を要しない非常勤の講師）	（免許状を要しない非常勤の講師）	（免許状を要しない非常勤の講師）
第三条の二（略）	第三条の二（略）	第三条の二（略）	第三条の二（略）
2 前項の場合において、非常勤の講師に任命し、又は雇用しようとす る者は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を第五条第六項 に規定する授与権者に届け出なければならない。	2 前項の場合において、非常勤の講師に任命し、又は雇用しようとす る者は、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、その旨を 第五条第七項で定める授与権者に届け出なければならない。	2 前項の場合において、非常勤の講師に任命し、又は雇用しようとす る者は、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、その旨を 第五条第七項で定める授与権者に届け出なければならない。	2 前項の場合において、非常勤の講師に任命し、又は雇用しようとす る者は、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、その旨を 第五条第七項で定める授与権者に届け出なければならない。
（授与）	（授与）	（授与）	（授与）
第五条（略）	第五条（略）	第五条（略）	第五条（略）
（削る）			
2 前項本文の規定にかかるらず、別表第一から別表第二の一までに規			

2	第六項に規定する授与権者は、第一項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、学校教育に關し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければならぬ。	3	(略)	2	特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、前項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。	3	(略)	
3	(略)	5・6	(略)	4	(略)	5	第七項で定める授与権者は、第三項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、あらかじめ、学校教育に關し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければならない。	
4	(教育職員検定)	第六条 (略)	6・7	(略)	4	(略)	3	特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、前項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。
2	学力及び実務の検定は、第五条第二項及び第五項、前条第三項並びに第十八条の場合を除くほか、別表第三又は別表第五から別表第八までに定めるところによつて行わなければならない。	3	(略)	4	(略)	5	定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に対する普通免許状の授与は、その者が免許状更新講習（第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下第九条の二までにおいて同じ。）の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、行うものとする。	
3	(削る)	4	(教育職員検定)	第六条 (略)	2	学力及び実務の検定は、第五条第三項及び第六項、前条第三項並びに第十八条の場合を除くほか、別表第三又は別表第五から別表第八までに定めるところによつて行わなければならない。	3	第一項及び前項の規定にかかわらず、第五条第三項及び第六項、前条第三項並びに第十八条の場合を除くほか、別表第三から別表第八ま

でに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に普通免許状を授与するため行う教育職員検定は、その者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、行うものとする。

(証明書の発行)

第七条 (略)

2・3 (略)

(削る)

4| 第一項及び第二項の証明書の様式その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(授与の場合の原簿記入等)

第八条 授与権者は、免許状を授与したときは、免許状の種類、その者の氏名及び本籍地、授与の日その他文部科学省令で定める事項を原簿に記入しなければならない。

2・3 (略)

(効力)

(証明書の発行)

第七条 (略)

2・3 (略)

4| 免許状更新講習を行う者は、免許状の授与又は免許状の有効期間の更新を受けようとする者から請求があつたときは、その者の免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書を発行しなければならない。

5| 第一項、第二項及び前項の証明書の様式その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(授与の場合の原簿記入等)

第八条 授与権者は、免許状を授与したときは、免許状の種類、その者の氏名及び本籍地、授与の日、免許状の有効期間の満了の日その他文部科学省令で定める事項を原簿に記入しなければならない。

2・3 (略)

(効力)

第九条 普通免許状は、全ての都道府県（中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立学校又は公立学校の場合を除く。以下この条において同じ。）において効力を有する。

2 特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

3 (略)

(削る)

第九条 普通免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、すべての都道府県（中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立学校又は公立学校の場合を除く。次項及び第三項において同じ。）において効力を有する。

2 特別免許状は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

3 (略)

(削る)

4 | 第一項の規定にかかわらず、その免許状に係る別表第一から別表第八までに規定する所要資格を得た日、第十六条の二第一項に規定する教員資格認定試験に合格した日又は第十六条の三第二項若しくは第七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日の属する年度の翌年度の初日以後、同日から起算して十年を経過する日までの間に授与された普通免許状（免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内に授与されたものを除く。）の有効期間は、当該十年を経過する日までとする。

5 | 普通免許状又は特別免許状を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第一項、第二項及び前項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする。

(有効期間の更新及び延長)

(削る)

第九条の二 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を、その満了の際、その免許状を有する者の申請により更新することができる。

2| 前項の申請は、申請書に免許管理者が定める書類を添えて、これを免許管理者に提出してしなければならない。

3| 第一項の規定による更新は、その申請をした者が当該普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日までの文部科学省令で定める二年以上の期間内において免許状更新講習の課程を修了した者である場合又は知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者である場合に限り、行うものとする。

4| 第一項の規定により更新された普通免許状又は特別免許状の有効期間は、更新前の有効期間の満了の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までとする。

5| 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状を有する者が、次条第三項第一号に掲げる者である場合において、同条第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により、その免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、その免許状の有効期間を延長するものとする。

6| 免許状の有効期間の更新及び延長に関する手続その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(免許状更新講習)

第九条の三 免許状更新講習は、大学その他文部科学省令で定める者が、次に掲げる基準に適合することについての文部科学大臣の認定を受けて行う。

一 講習の内容が、教員の職務の遂行に必要なものとして文部科学省令で定める事項に関する最新の知識技能を修得させるための課程（その一部として行われるものと含む。）であること。

二 講習の講師が、次のいずれかに該当する者であること。

イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮詢して免許状の授与の所要資格を得させるために適當と認める課程を有する大学において、当該課程を担当する教授、准教授又は講師の職にある者

ロ イに掲げる者に準ずるものとして文部科学省令で定める者

三 講習の課程の修了の認定（課程の一部の履修の認定を含む。）が適切に実施されること。

四 その他文部科学省令で定める要件に適合するものであること。

2 前項に規定する免許状更新講習（以下単に「免許状更新講習」という。）の時間は、三十時間以上とする。

3 免許状更新講習は、次に掲げる者に限り、受けることができる。

一 教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者
二 教育職員に任命され、又は雇用されることとなつてゐる者及びこれに準ずるものとして文部科学省令で定める者

前項の規定にかかわらず、公立学校の教員であつて教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項に規定する指導改善研修（以下この項及び次項において単に「指導改善研修」という。）を命ぜられた者は、その指導改善研修が終了するまでの間は、免許状更新講習を受けることができない。

5| 前項に規定する者の任命権者（免許管理者を除く。）は、その者に指導改善研修を命じたとき、又はその者の指導改善研修が終了したときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。

6| 文部科学大臣は、第一項の規定による認定に関する事務を独立行政法人教職員支援機構（第十六条の二第三項及び別表第三備考第十一号において「機構」という。）に行わせるものとする。

7| 前各項に規定するもののほか、免許状更新講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（有効期間の更新又は延長の場合の通知等）

第九条の四 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を更新し、又は延長したときは、その旨をその免許状を有する者、その者の所轄庁（免許管理者を除く。）及びその免許状を授与した授与権者（免許管理者を除く。）に通知しなければならない。

2| 免許状の有効期間を更新し、若しくは延長したとき、又は前項の通知を受けたときは、その免許状を授与した授与権者は、その旨を第八条第一項の原簿に記入しなければならない。

第九条の二　（略）

（削る）

（免許状授与の特例）

第十六条 普通免許状は、第五条第一項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行う試験（以下「教員資格認定試験」という。）に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

（削る）

第九条の五　（略）

第十六条 削除

（免許状授与の特例）

第十六条の二 普通免許状は、第五条第一項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行なう試験（以下「教員資格認定試験」という。）に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

2| 教員資格認定試験に合格した日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者については、前項の規定にかかわらず、その者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、普通免許状を授与する。

3| 文部科学大臣は、教員資格認定試験（文部科学大臣が行うものに限る。）の実施に関する事務を独立行政法人教職員支援機構（別表第三備考第十一号において「機構」という。）に行わせるものとする。

3| （略）

4| （略）

第十六条の二　（略）

第十六条の二　（略）

（中学校又は高等学校の教諭の免許状に関する特例）

第十六条の三　（略）

第十六条の三　（略）

（中学校等の教員の特例）

2　（略）

2　（略）

(削る)

3| 前二項の文部科学省令を定めるに当たつては、文部科学大臣は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。別表第一備考第一号の二及び第五号イにおいて同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

第十六条の四 （略）

2・3 （略）

(削る)

第十七条 第四条の二第二項に規定する免許状は、第五条第一項本文、同項第二号及び第五項並びに第五条の二第二項の規定にかかわらず、その免許状に係る教員資格認定試験に合格した者又は文部科学省令で定める資格を有する者に授与する。

(削る)

3| 第十六条の二第二項の規定は、前項の規定による免許状の授与について準用する。この場合において、同条第二項中「合格した日」とあらわれるのは「合格した日又は第十六条の三第二項に規定する文部科学省令で定める資格を有したこととなつた日」と、「前項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第十六条の四 （略）

2・3 （略）

4| 第十六条の二第二項の規定は、前項の規定による免許状の授与について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第十六条の四第三項」と読み替えるものとする。

第十七条 第四条の二第二項に規定する免許状は、第五条第一項本文、同項第二号及び第六項並びに第五条の二第二項の規定にかかわらず、その免許状に係る教員資格認定試験に合格した者又は文部科学省令で定める資格を有する者に授与する。

2| 第十六条の二第二項の規定は、前項の規定による普通免許状の授与

について準用する。この場合において、同条第二項中「合格した日」とあるのは「合格した日又は第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日」と、「前項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項、第二項若しくは第五項、第五条の二第二項若しくは第三項又は第六条の規定に違反して、免許状を授与し、若しくは特別支援教育領域を定め、又は教育職員検定を行つたとき。

二 (略)

2 (略)

附 則

3 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）、旧教員免許令（明治三十三年勅令第百三十四号）又は旧幼稚園令（大正十五年勅令第七十四号）による教員免許状を有する者及び学校教育法第八条に基づく学校教育法施行規則（以下単に「学校教育法施行規則」という。）第九十六条又は第九十七条の規定により、校長仮免許状、園長仮免許状、教諭仮免許状、助教諭仮免許状、養護教諭仮免許状又は養護助教諭仮免許状を有するものとみなされた者には、第五条第一項第二号及び第五項ただし書の規定にかかるわらず、免許状を授与することができる

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項、第三項若しくは第六項、第五条の二第二項若しくは第三項又は第六条第一項から第三項までの規定に違反して、免許状を授与し、若しくは特別支援教育領域を定め、又は教育職員検定を行つたとき。

二 (略)

2 (略)

附 則

3 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）、旧教員免許令（明治三十三年勅令第百三十四号）又は旧幼稚園令（大正十五年勅令第七十四号）による教員免許状を有する者及び学校教育法第八条に基づく学校教育法施行規則（以下単に「学校教育法施行規則」という。）第九十六条又は第九十七条の規定により、校長仮免許状、園長仮免許状、教諭仮免許状、助教諭仮免許状、養護教諭仮免許状又は養護助教諭仮免許状を有するものとみなされた者には、第五条第一項第二号及び第六項ただし書の規定にかかるわらず、免許状を授与することができる

5 別表第三により中学校教諭の一種免許状又は高等学校教諭の専修免

許状を受けようとする者が、次の表の第一欄に掲げる基礎資格を有する者で施行法第一条又は第二条の規定により次の表の第二欄に掲げる

免許状の交付又は授与を受けているときは、学力及び実務の検定は、次の表の第三欄及び第四欄によるものとする。

番号	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)				

備考 (略)

7 養護助教諭の臨時免許状は、当分の間、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）による准看護師の免許を受けた者、同法第五十一条第一項若しくは第五十三条第一項の規定に該当する者又は同法第五十一条第三項若しくは第五十三条第三項の規定により免許を受けた者に対しては、第五条第五項本文の規定にかかわらず、その者が同条第一項第二号に該当する場合にも授与することができる。

8 高等学校教諭の工業の教科についての一種免許状は、当分の間、第五条第一項本文の規定にかかわらず、旧国立工業教員養成所の設置等

5 別表第三により中学校教諭の一種免許状又は高等学校教諭の専修免

許状を受けようとする者が、次の表の第一欄に掲げる基礎資格を有する者で施行法第一条又は第二条の規定により次の表の第二欄に掲げる

免許状の交付又は授与を受けているときは、学力及び実務の検定は、次の表の第三欄及び第四欄によるものとする。この場合において、第

六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、これらの規定中「別表第八まで」とあるのは、「別表第八まで（別表第三については、附則第五項の規定の適用がある場合を含む。）」とする。

番号	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)				

備考 (略)

7 養護助教諭の臨時免許状は、当分の間、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）による准看護師の免許を受けた者、同法第五十一条第一項若しくは第五十三条第一項の規定に該当する者又は同法第五十一条第三項若しくは第五十三条第三項の規定により免許を受けた者に対しては、第五条第六項本文の規定にかかわらず、その者が同条第一項第二号に該当する場合にも授与することができる。

8 高等学校教諭の工業の教科についての一種免許状は、当分の間、第五条第一項本文の規定にかかわらず、旧国立工業教員養成所の設置等

に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）による国立工業教員養成所に三年以上在学し、所定の課程を終えて卒業した者に対して授与することができる。

9 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

第一欄
第二欄
第三欄
第四欄

備考 (略)

11 養護教諭の二種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての二種免許状は、第五条第一項本文の規定にかかわらず、旧国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）による国立養護教諭養成所（次項において「旧国立養護教諭養成所」という。）を卒業した者に対

に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）による国立工業教員養成所に三年以上在学し、所定の課程を終えて卒業した者に対して授与することができる。ただし、免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にない者については、この限りでない。

9 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで又は附則第九項の表」と、第九条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで若しくは附則第九項の表」とする。

第一欄
第二欄
第三欄
第四欄

備考 (略)

11 養護教諭の二種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての二種免許状は、第五条第一項本文の規定にかかわらず、旧国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）による国立養護教諭養成所（次項において「旧国立養護教諭養成所」という。）を卒業した者に対

して授与することができる。

して授与することができる。ただし、免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にない者については、この限りでない。

17 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者に限る。）に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる栄養教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

第一欄
第二欄
第三欄
第四欄

備考 （略）

18 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一

第一欄
第二欄
第三欄
第四欄

備考 （略）

18 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一

項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学士の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対し
て教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与
する場合における学力及び実務の検定は、認定こども園法一部改正法の
施行の日から起算して十年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定
にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員と
して良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必
要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員と
して文部科学省令で定めるものによるものとする。

第一欄
第二欄
第三欄

別表第一（第五条、第五条の二関係）

項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学士の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対し
て教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与
する場合における学力及び実務の検定は、認定こども園法一部改正法の
施行の日から起算して十年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定
にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員と
して良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必
要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員と
して文部科学省令で定めるものによるものとする。この場合において、
同条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中
「得た日」とあるのは「得た日又は附則第十八項の文部科学省令で定め
る最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位
数を修得した日」と、第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た日若
しくは附則第十八項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、か
つ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」とする。

第一欄
第二欄
第三欄

別表第一（第五条、第五条の二関係）

一 (略)

一の二 文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たつては、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第十六条の三第三項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。

二～四 (略)

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

イ 文部科学大臣が第十六条の三第三項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの

ロ (略)

六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程を含むものとする。

一 (略)

一の二 文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たつては、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第十六条の三第四項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。

二～四 (略)

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの

ロ (略)

六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。

七・八 (略)

別表第八（第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格 有すること を必要とす る学校の免 許状	第二欄に定める各免許状を取得 した後、当該免許状又は第一欄 に定める免許状に係る学校（二） に相当する義務教育学校の 前記課程又は後期課程、中等教 育学校の前期課程又は後期課程 及び特別支援学校の各部を含み 、幼稚園には幼保連携型認定こ ども園を含む。）における主幹 教諭等（主幹教諭（養護又は栄 養の指導及び管理をつかさどる 主幹教諭を除く。）、指導教諭 、教諭、主幹保育教諭、指導保 育教諭、保育教諭又は講師をい う。）として良好な勤務成績で 勤務した旨の実務証明責任者の 名前	第二欄に定 める免許状 を取得した 後、大学に おいて修得 することを 要する単位 数	第二欄に定 める免許状 を取得した 後、大学に おいて修得 することを 要する単位 数
所要資格 有すること を必要とす る学校の免 許状	第二欄に定める各免許状を取得 した後、当該学校における主幹 教諭（養護又は栄養の指導及び 管理をつかさどる主幹教諭を除 く。）、指導教諭、教諭又は講 師（これらに相当する義務教育 学校の前期課程又は後期課程、 中等教育学校の前期課程又は後 期課程及び特別支援学校の各部 の主幹教諭（養護又は栄養の指 導及び管理をつかさどる主幹教 諭を除く。）、指導教諭、教諭 又は講師を含み、小学校教諭の 二種免許状の授与を受けようと する場合にあつては、幼保連携 型認定こども園の主幹保育教 諭	第二欄に定 める免許状 を取得した 後、大学に おいて修得 することを 要する単位 数	第二欄に定 める免許状 を取得した 後、大学に おいて修得 することを 要する単位 数

七・八 (略)

別表第八（第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格 有すること を必要とす る学校の免 許状	第二欄に定める各免許状を取得 した後、当該学校における主幹 教諭（養護又は栄養の指導及び 管理をつかさどる主幹教諭を除 く。）、指導教諭、教諭又は講 師（これらに相当する義務教育 学校の前期課程又は後期課程、 中等教育学校の前期課程又は後 期課程及び特別支援学校の各部 の主幹教諭（養護又は栄養の指 導及び管理をつかさどる主幹教 諭を除く。）、指導教諭、教諭 又は講師を含み、小学校教諭の 二種免許状の授与を受けようと する場合にあつては、幼保連携 型認定こども園の主幹保育教 諭	第二欄に定 める免許状 を取得した 後、大学に おいて修得 することを 要する単位 数	第二欄に定 める免許状 を取得した 後、大学に おいて修得 することを 要する単位 数

証明を有することを必要とする

最低在職年数

、指導保育教諭、保育教諭又は
講師を含む。)として良好な勤
務成績で勤務した旨の実務證明
責任者の証明を有することを必
要とする最低在職年数

受けよう とする免 許状の種類	(略)	備考
-----------------------	-----	----

一 第三欄の「当該免許状又は第一欄に定める免許状に係る学校」には学校以外の教育施設のうちこれらの学校に相当するものとして文部科学省令で定めるものを、同欄の「主幹教諭等」には当該教育施設において教育に従事する者として文部科学省令で定めるものを含むものとし、その者についての同欄の実務証明責任者は、当該教育施設の設置者その他の当該教育施設において勤務する者の勤務の状況を確認できる者として文部科学省令で定めるものとする。	(略)	備考
二 中学校教諭免許状を有する者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合又は高等学校教諭免許状を有する者が中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、文部科学省令で定める。	(略)	備考

受けよう とする免 許状の種類	(略)	備考
-----------------------	-----	----

係る教科については、文部科学省令で定める。

（傍線部分は改正部分）

		改 正 後
2 備考 (略)	(略)	<p>（従前の規定による学校の卒業者等に対する免許状の授与）</p> <p>第二条 次の表の上欄各号に掲げる者は、免許法第六条第一項の規定による教育職員検定により、それぞれその下欄に掲げる免許状の授与を受けることができる。</p>
2 備考 (略)	(略)	<p>（従前の規定による学校の卒業者等に対する免許状の授与）</p> <p>第二条 次の表の上欄各号に掲げる者は、免許法第六条第一項の規定による教育職員検定により、それぞれその下欄に掲げる免許状の授与を受けることができる。この場合において、免許法第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、免許法第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第二条第一項の表上欄各号に掲げる者となつた日」と、免許法第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た日若しくは教育職員免許法施行法第二条第一項の表上欄各号に掲げる者となつた日」とする。</p>

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	
		改 正 前
7	附 則	
7	高等学校助教諭の臨時免許状は、当分の間、教育職員免許法第五条第五項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する者に該当する者に対しても授与することができる。	
10	この法律の施行の際、現に大学に在学し、又は既にこれを卒業した者で、昭和三十四年三月三十一日までに旧法第五条別表第一の一級普通免許状又は二級普通免許状の項に規定するそれぞれの免許状に係る所要資格を得たものは、新法第五条第一項別表第一にかかわらず、それぞれの学校の教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができる。	
19	教育職員免許法附則第七項又は旧法附則第十項の規定により授与された養護助教諭の臨時免許状を有する者に養護教諭の二種免許状を授与する場合については、新法第五条第一項第二号の規定は、適用しない。この二種免許状を授与された者に養護教諭の一種免許状を授与する場合及びこの一種免許状を授与された者に養護教諭の専修免許状を授与する場合授与する場合についても同様とする。	
7	附 則	
7	高等学校助教諭の臨時免許状は、当分の間、教育職員免許法第五条第六項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する者に該当する者に対しても授与することができる。	
10	この法律の施行の際、現に大学に在学し、又は既にこれを卒業した者で、昭和三十四年三月三十一日までに旧法第五条別表第一の一級普通免許状又は二級普通免許状の項に規定するそれぞれの免許状に係る所要資格を得たものは、新法第五条第一項別表第一にかかわらず、それぞれの学校の教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受けることができる。ただし、教育職員免許法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にない者については、この限りでない。	
19	新法附則第九項又は旧法附則第十項の規定により授与された養護助教諭の臨時免許状を有する者に養護教諭の二種免許状を授与する場合については、新法第五条第一項第二号の規定は、適用しない。この二種免許状を授与された者に養護教諭の一種免許状を授与する場合及びこの一種免許状を授与された者に養護教諭の専修免許状を授与する場合についても同様とする。	

20 中学校において職業実習を担任する助教諭の臨時免許状は、六年以上当該職業実習に関する学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者に對しては、当分の間、教育職員免許法第五条第五項本文の規定にかかわらず、その者が同条第一項第二号に該当する場合にも授与することができる。

21 高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担任する助教諭の臨時免許状は、九年以上これらの実習に関する学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者に對しては、当分の間、教育職員免許法第五条第五項本文の規定にかかわらず、その者が同条第一項第二号に該当する場合にも授与することができる。

20 中学校において職業実習を担任する助教諭の臨時免許状は、六年以上当該職業実習に関する学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者に對しては、当分の間、教育職員免許法第五条第六項本文の規定にかかわらず、その者が同条第一項第二号に該当する場合にも授与することができる。

21 高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担任する助教諭の臨時免許状は、九年以上これらの実習に関する学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められる者に對しては、当分の間、教育職員免許法第五条第五項の規定にかかわらず、その者が同条第一項第二号又は同条第五項ただし書に規定する者に該当する場合にも授与することができる。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）（附則第六条関係）

（注）地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第十五条による改正後の条文

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
2	<p>（中核市に関する特例）</p> <p>第五十九条 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の県費負担教職員の研修は、第四十五条及び地方公務員法第三十九条第二項の規定にかかわらず、<u>教育公務員特例法第四章の定めるところにより、当該中核市の教育委員会が行う。</u></p>	<p>（中核市に関する特例）</p> <p>第五十九条 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の県費負担教職員の研修は、第四十五条並びに<u>教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十二条の四、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十五条の規定にかかわらず、当該中核市の教育委員会が行う。</u></p>
3	<p>（中等教育学校を設置する市町村に関する特例）</p> <p>第六十一条 市（指定都市を除く。以下この項において同じ。）町村の設置する中等教育学校（後期課程に定時制の課程のみを置くものを除く。以下この条において同じ。）の県費負担教職員の任免、給与（非常勤の講師にあつては、報酬、職務を行うために要する費用の弁償及び期末手当の額）の決定、休職及び懲戒に関する事務は、第三十七条第一項の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行う。</p>	<p>（中等教育学校を設置する市町村に関する特例）</p> <p>第六十一条 市（指定都市を除く。以下この項及び附則第二十七条において同じ。）町村の設置する中等教育学校（後期課程に定時制の課程のみを置くものを除く。以下この条及び附則第二十七条において同じ。）の県費負担教職員の任免、給与（非常勤の講師にあつては、報酬、職務を行うために要する費用の弁償及び期末手当の額）の決定、休職及び懲戒に関する事務は、第三十七条第一項の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行う。</p>

2 市（指定都市及び中核市を除く。以下この条において同じ。）町村が設置する中等教育学校の県費負担教職員の研修は、第四十五条及び地方公務員法第三十九条第二項の規定にかかわらず、教育公務員特例法第四章の定めるところにより、当該市町村の教育委員会が行う。

3 前項の規定にかかわらず、市町村が設置する中等教育学校の県費負担教職員の研修は、都道府県委員会も行うことができる。

附 則

（削る）

2 市（指定都市及び中核市を除く。以下この項において同じ。）町村が設置する中等教育学校の県費負担教職員に係る第五十九条の規定の適用については、同条中「第二十二条の四」とあるのは、「第二十二条の三から第二十二条の五まで」とする。

附 則

（中核市の特別支援学校の幼稚部の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例）

第二十五条 中核市の設置する特別支援学校の幼稚部の教諭、助教諭及び講師に対する教育公務員特例法第二十四条第一項の中堅教諭等資質向上研修は、当分の間、第五十九条の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

（中核市の県費負担教職員に対する指導改善研修の特例）

第二十六条 中核市の県費負担教職員に対する教育公務員特例法第二十五条第一項の指導改善研修は、当分の間、第五十九条の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

（削る）

(市町村の設置する中等教育学校の県費負担教職員に係る協議会の特例)

(削る)

第二十五条

(略)

第二十七条 市町村の設置する中等教育学校の県費負担教職員に係る教育公務員特例法第二十二条の五第一項に規定する協議会に関する事務は、当分の間、第六十一条第二項及び同条第三項の規定により読み替えて適用する第五十九条の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行うことを要しない。この場合において、当該教育委員会は、同法第二十二条の三第一項に規定する指標を定め、又はこれを変更しようとするとときは、あらかじめ同法第二十二条の五第二項第二号に掲げる者、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会又は独立行政法人教職員支援機構の意見を聴くよう努めるものとする。

第二十八条

(略)

○ 学校教育法等の一部を改正する法律（平成三年法律第二十五号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	
		改 正 前
附 則		
	（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）	（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）
3	<p>大学に施行日前に在学した者又は施行日に在学する者（<u>学校教育法</u>の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）による改正前の<u>学校教育法</u>（次項において「平成十七年改正前<u>学校教育法</u>」）という。）第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有する者を除く。）についての高等学校助教諭の臨時免許状の授与に係る資格については、<u>教育職員免許法第五条第五項ただし書</u>の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>大学に施行日前に在学した者又は施行日に在学する者（<u>新学校教育法</u>第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有する者を除く。）についての高等学校助教諭の臨時免許状の授与に係る資格については、<u>教育職員免許法第五条第六項ただし書</u>の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>
4	<p>大学又は文部大臣の指定する教員養成機関若しくは養護教諭養成機関に施行日前に在学した者又は施行日に在学する者（平成十七年改正前<u>学校教育法</u>第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有する者を除く。）についての普通免許状に係る基礎資格については、<u>教育職員免許法附則第九項</u>の表並びに別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>大学又は文部大臣の指定する教員養成機関若しくは養護教諭養成機関に施行日前に在学した者又は施行日に在学する者（<u>新学校教育法</u>第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有する者を除く。）についての普通免許状に係る基礎資格については、第二条の規定による改正後の<u>教育職員免許法附則第十一項</u>の表並びに別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	
（業務の範囲）		改 正 前
<p>第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）別表第三備考第六号の規定による認定（同法別表第四及び別表第五の第三欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第四欄に係るもの）を含む。）に関する事務を行うこと。</p> <p>六 教育職員免許法第十六条第一項の規定による教員資格認定試験（文部科学大臣が行うものに限る。）の実施に関する事務を行うこと。</p> <p>七 （略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第九条の三第一項の規定による認定及び同法別表第三備考第六号の規定による認定（同法別表第四及び別表第五の第三欄並びに別表第六、別表第六の二、別表第七及び別表第八の第四欄に係るもの）を含む。）に関する事務を行うこと。</p> <p>六 教育職員免許法第十六条の二第一項の規定による教員資格認定試験（文部科学大臣が行うものに限る。）の実施に関する事務を行うこと。</p> <p>七 （略）</p>	

（注）教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）附則第四条による改正後の条文

改 正 後	改 正 前
<p>（教育職員免許法等の特例）</p> <p>第十九条 市町村の教育委員会が、第十二条第一項に規定する特別の事情、第十三条第一項に規定する特別の需要その他当該市町村が設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情に対応するため、次に掲げる者に特別免許状（教育職員免許法第四条第一項に規定する特別免許状をいう。以下この条及び別表第九号において同じ。）を授与する必要があると認める場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第二条第二項中「免許状」とあるのは「免許状（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状（以下「特例特別免許状」という。）を除く。）」と、「教育委員会をいう」とあるのは「教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう」と、同法第五条第六項中「教育委員会（）とあるのは「教育委員会（特例特別免許状にあつては、構造改革特別区域法第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会。）と、同法第九</p>	<p>（教育職員免許法等の特例）</p> <p>第十九条 市町村の教育委員会が、第十二条第一項に規定する特別の事情、第十三条第一項に規定する特別の需要その他当該市町村が設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情に対応するため、次に掲げる者に特別免許状（教育職員免許法第四条第一項に規定する特別免許状をいう。以下この条及び別表第九号において同じ。）を授与する必要があると認める場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第二条第二項中「免許状」とあるのは「免許状（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状（以下「特例特別免許状」という。）を除く。）」と、「教育委員会をいう」とあるのは「教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう」と、同法第五条第七項中「教育委員会（）とあるのは「教育委員会（特例特別免許状にあつては、構造改革特別区域法第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会。）と、同法第九</p>

条第二項中「有する」とあるのは「有する。ただし、特例特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を有する」と、同法第二十条中「教育委員会規則」とあるのは「教育委員会規則（特例特別免許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則）」と、同法別表第三中「特別免許状」とあるのは「特別免許状（特例特別免許状を除く。）」と、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二十二条第二項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第一百八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村（以下この項において「認定市町村」という。）の教育委員会を含む。次項及び次条第一項において同じ。）」と、「都道府県教育職員免許状再授与審査会（認定市町村においては市町村教育職員免許状再授与審査会。同条において同じ。）」とする。

条第二項中「有する」とあるのは「有する。ただし、特例特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を有する」と、同条第五項中「特別免許状」とあるのは「特別免許状（特例特別免許状を除く。）」と、「までとする」とあるのは「までとし、特例特別免許状（同一の授与権者により授与されたものに限る。）を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第二項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかるわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了日のうち最も遅い日までとする」と、同法第二十条中「教育委員会規則」とあるのは「教育委員会規則（特例特別免許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則）」と、同法別表第三中「特別免許状」とあるのは「特別免許状（特例特別免許状を除く。）」と、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二十二条第二項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会（構造改革

一三（略）

前項において読み替えて適用する教育職員免許法第五条第六項の規定により、市町村の教育委員会が特別免許状を授与したときは、当該

条第二項中「有する」とあるのは「有する。ただし、特例特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を有する」と、同条第五項中「特別免許状」とあるのは「特別免許状（特例特別免許状を除く。）」と、「までとする」とあるのは「ままでとし、特例特別免許状（同一の授与権者により授与されたものに限る。）を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第二項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了日のうち最も遅い日までとする」と、同法第二十条中「教育委員会規則」とあるのは「教育委員会規則（特例特別免許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則）」と、同法別表第三中「特別免許状」とあるのは「特別免許状（特例特別免許状を除く。）」と、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二十二条第二項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村（以下この項において「認定市町村」という。）の教育委員会を含む。次項及び次条第一項において同じ。）」と、「都道府県教育職員免許状再授与審査会」とあるのは「都道府県教育職員免許状再授与審査会（認定市町村においては市町村教育職員免許状再授与審査会。同条において同じ。）」とする。

市町村の教育委員会は、遅滞なく、授与を受けた者の氏名及び職種並びに授与の目的、当該特別免許状に係る学校の種類及び教科その他文部科学省令で定める事項を当該市町村を包括する都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

3 第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合であつても、同項において読み替えて適用する教育職員免許法第五条第六項の規定により市町村の教育委員会が授与した特別免許状に係る授与権者（同項に規定する授与権者をいう。）及び免許管理者（同法第二条第二項に規定する免許管理者をいう。）は、当該市町村の教育委員会とする。

市町村の教育委員会は、遅滞なく、授与を受けた者の氏名及び職種並びに授与の目的、当該特別免許状に係る学校の種類及び教科その他文部科学省令で定める事項を当該市町村を包括する都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

3 第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合であつても、同項において読み替えて適用する教育職員免許法第五条第七項の規定により市町村の教育委員会が授与した特別免許状に係る授与権者（同項に規定する授与権者をいう。）及び免許管理者（同法第二条第二項に規定する免許管理者をいう。）は、当該市町村の教育委員会とする。

○ 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第六条（略）	第六条（略）
<p>2 この法律の施行の際現に旧免許法第五条第二項の規定により授与されている旧免許法第四条第七項に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の特殊の教科の教授を担任する教員の特別免許状（以下この項において「特殊教科特別免許状」という。）は、文部科学省令で定めるところにより、教育職員免許法第五条第二項の規定により授与される新免許法第四条の二第三項に規定する特別支援学校の自立教科等の教授を担任する教員の特別免許状（以下この項において「自立教科等特別免許状」という。）とみなし、当該特殊教科特別免許状を有する者は、この法律の施行の日において、当該自立教科等特別免許状の授与を受けたものとみなす。</p>	<p>2 この法律の施行の際現に旧免許法第五条第二項の規定により授与されている旧免許法第四条第七項に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の特殊の教科の教授を担任する教員の特別免許状（以下この項において「特殊教科特別免許状」という。）は、文部科学省令で定めるところにより、教育職員免許法第五条第三項の規定により授与される新免許法第四条の二第三項に規定する特別支援学校の自立教科等の教授を担任する教員の特別免許状（以下この項において「自立教科等特別免許状」という。）とみなし、当該特殊教科特別免許状を有する者は、この法律の施行の日において、当該自立教科等特別免許状の授与を受けたものとみなす。</p>

○ 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
<p>（削る）</p> <p><u>第二条</u> 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）の規定、附則第十一条の規定による改正前の教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号。以下この項において「昭和二十九年改正法」という。）の規定、附則第十三条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百二十二号）の規定及び附則第十五条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十九号）の規定により授与された普通免許状又は特別免許状を有する者（当該普通免許状及び特別免許状が失効した者を除く。以下この条において「旧免許状所持者」という。）については、第一条の規定による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）第九条第一項及び第二項の規定にかわらず、その者の有する普通免許状及び特別免許状（前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新たに授与されたものを含む。）には、有効期間の定めがないものとする。この場合において、教育職員免許法第</p>	<p>（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p><u>第二条</u> 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）の規定、附則第十一条の規定による改正前の教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号。以下この項において「昭和二十九年改正法」という。）の規定、附則第十三条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百二十二号）の規定及び附則第十五条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十九号）の規定により授与された普通免許状又は特別免許状を有する者（当該普通免許状及び特別免許状が失効した者を除く。以下この条において「旧免許状所持者」という。）については、第一条の規定による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）第九条第一項及び第二項の規定にかわらず、その者の有する普通免許状及び特別免許状（前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新たに授与されたものを含む。）には、有効</p>

五条第二項、第六条第四項、第七条第四項、第九条第四項及び第五項、第九条の二、第九条の四、第十六条の二第二項、第十六条の三第三項、第十六条の四第四項、第十七条第二項、附則第五項後段、附則第八項ただし書、附則第九項後段、附則第十一項ただし書並びに附則第十七項後段の規定、附則第十条の規定による改正後の教育職員免許法施行法第二条第一項後段の規定並びに附則第十二条の規定による改正後の昭和二十九年改正法附則第十項ただし書の規定は、旧免許状所持者には適用しない。

2 旧免許状所持者であつて、新法第二条第一項に規定する教育職員（第七項において単に「教育職員」という。）その他文部科学省令で定める教育の職にある者（以下「旧免許状所持現職教員」という。）は、次項に規定する修了確認期限までに、当該修了確認期限までの文部科学省令で定める二年以上の期間内において免許状更新講習（新法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下同じ。）の課程を修了したことについての免許管理者（新法第二条第二項に規定する免許管理者をいう。以下この条において同じ。）による確認（以下「更新講習修了確認」という。）を受けなければならない。

3 修了確認期限は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 前条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して十一年を経過するまでの期間内でその者の生年月日及びその者の有する免許状の授与の日に応じて文部科学省令で定める年度の末日を経過していない旧免許状所持者（次号に掲げる者を除く。） 当該末日

二 その修了確認期限までに更新講習修了確認を受けた旧免許状所持者 当該修了確認期限の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日

三 更新講習修了確認を受けずにその修了確認期限を経過した旧免許状所持者 その後に免許管理者による免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にあることについての確認を受けた日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日

4 免許管理者は、旧免許状所持現職教員が、新法第九条の三第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により当該旧免許状所持現職教員に係る前項に規定する修了確認期限（以下この条において単に「修了確認期限」という。）までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、当該修了確認期限を延期するものとする。旧免許状所持現職教員が、新たに普通免許状又は特別免許状の授与を受けたことその他の当該旧免許状所持現職教員に係る修了確認期限を延期することが相当であるものとして文部科学省令で定める事由に該当すると認めるときも、同様とする。

5 旧免許状所持現職教員（知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者を除く。）が修了確認期限までに更新講習修了確認を受けなかつた場合には、その者の有する普通免許状及び特

- 6 | 別免許状は、その効力を失う。
- 7 | 前項の規定により免許状が失効した者は、速やかに、その免許状を
免許管理者に返納しなければならない。
- 8 | 旧免許状所持者（旧免許状所持現職教員を除く。）が更新講習修了
確認を受けずに修了確認期限を経過した場合には、その者は、その後
に、第三項第三号に規定する免許管理者による確認を受けなければ、
教育職員になることができない。
- 9 | 免許管理者は、更新講習修了確認若しくは修了確認期限の延期を行
つたとき、又は第五項の規定により免許状が失効したときは、その旨
をその免許状を有する者、その者の所轄庁（新法第二条第三項に規定
する所轄庁をいい、免許管理者を除く。）及びその免許状を授与した
授与権者（新法第五条第七項に規定する授与権者をいい、免許管理者
を除く。）に通知しなければならない。
- 10 | 更新講習修了確認若しくは修了確認期限の延期を行い、若しくは第
五項の規定により免許状が失効したとき、又は前項の通知を受けたと
きは、その免許状を授与した授与権者（新法第五条第七項に規定する
授与権者をいう。）は、その旨を新法第八条第一項の原簿に記入しな
ければならない。
- 第三条 免許状更新講習を行う者は、更新講習修了確認又は前条第三項
認並びに修了確認期限の延期に関する手続その他必要な事項は、文部
科学省令で定める。

第三号に規定する免許管理者による確認を受けようとする者から請求があつたときは、その者の免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書を発行しなければならない。

。

2 前項の証明書の様式その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(削る)

(教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の教育職員免許法（次条において「新法」という。）第十条第一項第三号の規定は、この法律の施行の日以後に同号に規定する处分を受けた者について適用する。

第四条 附則第二条第六項の規定に違反して免許状を返納しなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

第五条 新法第十条第一項第三号の規定は、この法律の施行の日以後に同号に規定する处分を受けた者について適用する。

第三条 （略）

第六条 （略）

(削る)

第七条 教育職員免許法の一部を改正する法律（平成十四年法律第五十五号）附則第三条の規定によりその有効期間についてなお従前の例によることとされる特別免許状については、新法第七条第四項、第九条第二項（有効期間に係る部分に限る。）及び第五項並びに第九条の二から第九条の四までの規定並びに附則第一条から第四条までの規定は、適用しない。

(検討)

(削る)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案し、新法第十条及び第十一条に規定する免許状の失効及び取上げに係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案し、附則第二条に規定する旧免許状所持現職教員の免許状更新講習に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(学校教育法の一部改正)

第九条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「第十条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加

え、同条第四号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

(教育職員免許法施行法の一部改正)

第十条 教育職員免許法施行法の一部を次のように改正する。

第一条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、免許法第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、免許法第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第二百四十八号

）第二条第一項の表上欄各号に掲げる者となつた日」と、免許法第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た日若しくは教育職員免許法施行法第二条第一項の表上欄各号に掲げる者となつた日」とする。

第二条第一項の表備考中「免許法第二条第二項」を「免許法第二条第三項」に改める。

（教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正）

第十一條 教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第一百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「新法第五条第五項ただし書」を「教育職員免許法第五条第六項ただし書」に改める。

附則第十項に次のただし書きを加える。

ただし、教育職員免許法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にない者については、この限りでない。

附則第二十項中「新法第五条第五項本文」を「教育職員免許法第五条第六項本文」に改める。

附則第二十一項中「新法第五条第五項」を「教育職員免許法第五条第六項」に、「同条第五項ただし書」を「同条第六項ただし書」に改める。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

(削る)

第十二条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項及び第五十九条中「及び第二十五条」を「、第二

十五条及び第二十五条の二」に改める。

附則第二十六条の見出し中「研修」を「十年経験者研修」に改め、同条中「新法」を削る。

附則第二十七条を附則第二十八条とし、附則第二十六条の次に次の二条を加える。

（中核市の県費負担教職員に対する指導改善研修の特例）

第二十七条 中核市の県費負担教職員に対する教育公務員特例法第二十五条の二第一項の指導改善研修は、当分の間、第五十九条の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

（教育職員免許法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十三条 教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「ものには」の下に「、当該中学校教諭免許状が失効した場合を除き」を加える。

（学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十四条 学校教育法等の一部を改正する法律（平成三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

(削る)

附則第三項中「第二条の規定による改正後の」及び「（以下「新免許法」という。）」を削り、「第五条第五項ただし書」を「第五条第六項ただし書」に改める。

附則第四項中「新免許法」を「第二条の規定による改正後の教育職員免許法」に改める。

（教育職員免許法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十五条 教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「ものには」の下に「、当該各号に規定する普通免許状が失効した場合を除き」を加える。

附則第三項中「ものには」の下に「、当該普通免許状が失効した場合を除き」を加える。

（教育公務員特例法の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条 教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条から第四条までを削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第十七条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

（削る）

（削る）

第十二条第十一項の表教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の項及び第十三条第四項の表教育職員免許法の項中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

第十九条第一項中「当該認定の日以後は」の下に「同法第二条第二項中「免許状」とあるのは「免許状（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状（以下「特例特別免許状」という。）を除く。）」と、「教育委員会をいう」とあるのは「教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう」とを加え、「第五条第六項」を「第五条第七項」に、「教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状（以下「特例特別免許状」という。）にあつては、当該）を「教育委員会（特例特別免許状にあつては、構造改革特別区域法第十九条第一項の規定による認定を受けた）に改め、「特別免許状」とあるのは「特別免許状（特例特別免許状を除く。）」と、「」を削り、「同法第十条第二項中「当該免許状」とあるのは「当該免許状（特例特別免許状を除く。）」と、「教育委員会をいう」とあるのは「教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう」を「同条第五項中「特別免許状」とあるのは「特別免許状（特例特別免許状を除く。）」と、「までとする」とあるのは「までとし、特例特別

(削る)

免許状（同一の授与権者により授与されたものに限る。）を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第二項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする」に改め、同条第二項中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改め、同条第三項中「第五条第六項」を「第五条第七項」に、「第十条第二項」を「第二条第二項」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第一条の規定による改正前の教育職員免許法の規定により授与された特例特別免許状を有する者についての附則第二条第一項、第二項、第三項各号、第五項及び第七項から第九項までの規定の適用については、同条第一項中「改正前の教育職員免許法の規定」とあるのは「改正前の教育職員免許法（以下この項において「旧法」という。）の規定」と、「特別免許状を有する者」とあるのは「特別免許状（構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状（以下この条において「特例特別免許状」という。）を除く。以下この項及び第五項において同じ。）を有する者」と、「ものとする」とあるのは「ものとし、前条第二号に掲げる規定の施行の際現に附則第十七条の規定による改正前の構造改革特

別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される旧法の規定により授与された特例特別免許状を有する者（当該免許状が失効した者を除く。以下この条において「旧特例特別免許状所持者」という。）については、新法第九条第二項の規定にかかわらず、その者の有する特例特別免許状（同号に掲げる規定による改正後の構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される新法第五条第七項に規定する授与権者（附則第十七条の規定による改正後の構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される新法第五条第七項に規定する授与権者をいう。第八項及び第九項において同じ。）により授与されたものに限る。）には、有効期間の定めがないものとする」と、同条第二項中「旧免許状所持者」とあるのは「旧免許状所持者又は旧特例特別免許状所持者」と、「新法第二条第二項に規定する免許管理者」とあるのは「附則第十七条の規定による改正後の構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二条第二項に規定する免許管理者」と、同条第三項各号中「旧免許状所持者」とあるのは「旧免許状所持者又は旧特例特別免許状所持者」と、同条第五項中「修了確認期限」とあるのは「修了確認期限（特例特別免許状に係るもの）」と、「効力を失う」とあるのは「効力を失い、特例特別免許状に係る修了確認期限までに更新講習修了確認を受けなかつた場合には、その特例特別免許状は、その効力を失う」と、同条第七項中「旧免許状所持者」とあるのは「旧免許状所持者又は旧特例特別免許状所持者」と、「教育職員」とあるのは「更新講習修了確認を受けなかつた免許状によつては教育職員」と、同条第八

項中「授与権者（新法第五条第七項に規定する授与権者をいい、「」とあるのは「授与権者（）」と、同条第九項中「授与権者（新法第五条第七項に規定する授与権者をいう。）」とあるのは「授与権者」とする。」

（学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十九条 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第二項中「新免許法第五条第二項」を「教育職員免許法第五条第三項」に改める。

（削る）

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 後	改 正 前
		附 則	附 則
		（保育教諭等の資格の特例）	（保育教諭等の資格の特例）
		第五条 施行日から起算して十年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の登録を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。	第五条 施行日から起算して十年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の登録（第三項において単に「登録」という。）を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。
2	（略）		
	（削る）		
3	2	（略）	
	施行日から起算して十年間は、教育職員免許法及び教育公務員条例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）附則第二条第七項に規定する旧免許状所持者であつて、同条第二項に規定する更新講習修了確認を受けずに同条第三項に規定する修了確認期限を経過し、その後に同項第三号に規定する免許管理者による確認を受けてないものの（登録を受けている者に限る。）については、同条第七項の規		

定は、適用しない。

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 校長及び教員に対して行う「資質の向上に関する指導助言等」については、教員の意欲・主体性と調和したものとすることが前提であることから、指導助言者は、十分に当該教員等の意向をくみ取つて実施すること。

二 オンデマンド型の研修を含めた職務としての研修は、正規の勤務時間内に実施され、教員自身の費用負担がないことが前提であることについて、文部科学省は周知・徹底すること。

三 本法による新たな研修制度が円滑に機能するよう、新制度への移行に向けた支援の充実を図るとともに、その周知に万全を期すこと。また、教育委員会等は、教員の資質の向上につながり、子どもの実態に即して教員が必要とする研修を実施すること。

四 文部科学省及び各教育委員会は、本法の施行によって、教員の多忙化をもたらすことがないよう十分留意するとともに、教員が研修に参加しやすくなるよう時間を確保するため、学校の働き方改革の推進に向けて実効性ある施策を講ずること。また、任命権者による教員の研修等に関する記録の作成に当たって、当該教員から研修の報告等を求める場合には、負担増とならないように留意すること。

五 任命権者による教員の研修等に関する記録の作成については、各学校で実施する校内研修・授業研究及び教育公務員条例第二十二条第二項に規定する本属長の承認を受けて勤務場所を離れて行う研修も「任命権者が必要と認めるもの」として、その記載対象とするものとすること。

六 地方公務員法の規定により、現在行われている人事評価は、職務を遂行することに当たり発揮した能力及び挙げた業績を基に実施されており、本法による研修等に関する記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等は、この人事評価制度と趣旨・目的が異なることを周知すること。

七 「教師不足」を解消するためにも、改正前の教育職員免許法の規定により教員免許状を失効している者が免許状授与権者に申し出て再度免許状が授与されることについて、広報等で十分に周知を図るとともに、都道府県教育委員会に対して事務手続の簡素化を図るよう周知すること。また、休眠状態の教員免許状を有する者の取扱いについて、周知・徹底すること。

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

令和四年五月十日

参議院文教科学委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、「新たな教師の学びの姿」は、時代の変化が大きくなる中にあって、教員が、探究心を持ちつつ自律的に学ぶこと、主体的に学びをマネジメントしていくことが前提であることを踏まえ、資質の向上のために行われる任命権者による教員の研修等に関する記録の作成並びに指導助言者が校長及び教員に対して行う「資質の向上に関する指導助言等」は、研修に関わる教員の主体的な姿勢の尊重と、教員の学びの内容の多様性が重視・確保されるものとすることを周知・徹底すること。とりわけ、校長及び教員に対して行う「資質の向上に関する指導助言等」については、教員の意欲・主体性と調和したものとすることが前提であることから、指導助言者は、十分に当該教員等の意向をくみ取って実施すること。

二、オンデマンド型の研修を含めた職務としての研修は、正規の勤務時間内に実施され、教員自身の費用負担がないことが前提であることについて、文部科学省は周知・徹底すること。

三、本法による新たな研修制度が円滑に機能するよう、新制度への移行に向けた支援の充実を図るとともに、その周知に万全を期すこと。また、教育委員会等は、教員の資質の向上につながり、子どもの実態に即して教員が必要とする研修を実施すること。

四、文部科学省及び各教育委員会は、本法の施行によつて、教員の多忙化をもたらすことがないよう十分留意するとともに、教員が研修に参加しやすくなるよう時間を確保するため、学校の働き方改革の推進に向けて実効性ある施策を講ずること。また、任命権者による教員の研修等に関する記録の作成に当たつて、当該教員から研修の報告等を求める場合には、報告等を簡潔なものとするなど負担増とならないよう留意すること。

五、任命権者による教員の研修等に関する記録の作成については、各学校で実施する校内研修・授業研究及び教育公務員条例法第二十二条第二項に規定する本属長の承認を受けて勤務場所を離れて行う研修も「任命権者が必要と認めるもの」として、その記載対象とするものとすること。また、当該記録については、個人情報の保護に関する法律にのつとり適切に管理されるよう各教育委員会に周知・徹底すること。

六、地方公務員法の規定により、現在行われている人事評価は、職務を遂行することに当たり発揮した能力及び挙げた業績を基に実施されており、本法による研修等に関する記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等は、この人事評価制度と趣旨・目的が異なることを周知すること。

七、文部科学省及び各教育委員会は、臨時的任用教員に対する研修の機会が確保されるよう周知・徹底すること。また、会計年度任用職員についても校内研修など職務としての研修が勤務時間内で確保されるよう周知・徹底すること。

八、「教師不足」を解消するためにも、改正前の教育職員免許法の規定により教員免許状を失効している者

が免許状授与権者に申し出て再度免許状が授与されることについて、広報等で十分に周知を図るとともに、都道府県教育委員会に対して事務手続の簡素化を図るよう周知すること。また、休眠状態の教員免許状を有する者の取扱いについて、周知・徹底すること。

右決議する。

政令第二百十九号

教育職員免許法施行令の一部を改正する政令

内閣は、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）の施行に伴い、この政令を制定する。

教育職員免許法施行令（昭和二十四年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「第十六条の三第四項」を「第十六条の三第三項」に改める。

附 則

この政令は、令和四年七月一日から施行する。

理 由

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴い、教育職員免許法施行令の規定の整理を行う必要があるからである。

別添(2)

○ 教育職員免許法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照表
教育職員免許法施行令（昭和二十四年政令第三百三十八号）

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>教育職員免許法第十六条の三第三項の審議会等で政令で定めるものは 、中央教育審議会とする。</p>	<p>教育職員免許法第十六条の三第四項の審議会等で政令で定めるものは 、中央教育審議会とする。</p>

○文部科学省令第二十一号

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）の施行に伴い、並びに教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十二条の四第二項第六号、第二十二条の五第一項、第二十二条の七第二項第二号、第三十一条及び第三十五条の規定に基づき、教育公務員特例法施行規則を次のように定める。

令和四年六月二十一日

教育公務員特例法施行規則

（法第二十二条の四第二項第六号の教員研修計画に定める事項）

第一条 教育公務員特例法（以下「法」という。）第二十二条の四第二項第六号に規定する研修の実施に關し必要な事項として文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 公立の小学校等（法第十二条第一項に規定する小学校等をいう。以下同じ。）の校長及び教員（法第二十二条第二項に規定する校長及び教員をいう。以下同じ。）の研修実施者（法第二十条第一項に規定

する研修実施者をいう。第四号において同じ。）と当該校長及び教員の研修に協力する大学その他の関係機関との連携に関する事項

- 二 研修の効率的な実施に当たつて配慮すべき事項
- 三 研修の効果を検証するための方途に関する事項
- 四 その他研修実施者が必要と認める事項

（法第二十二条の五第一項の文部科学省令で定める記録の作成）

第二条 法第二十二条の五第一項に規定する研修等に関する記録は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて作成するものとする。

（法第二十二条の七第二項第二号の文部科学省令で定める者）

第三条 法第二十二条の七第二項第二号に規定する公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に關係する大学として文部科学省令で定める者は、次の各号のいづれかに該当する者とする。

一 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学

二 任命権者（法第二十条第一項第一号に掲げる者については、同号に定める市町村教育委員会。以下この号において同じ。）により公立の小学校等の校長及び教員として採用された者であつて、当該大学を卒業したものの数が当該任命権者が定める数以上である大学

（国立教育政策研究所の長等に関する特例）

第四条 国立教育政策研究所の長（以下「所長」という。）及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者（以下「研究施設研究教育職員」という。）に関する法第三十一条第一項の定年を定める手続並びに法第三十五条において準用する法第三条第二項及び第五項の選考の手續並びに法第七条の任期を定める手続については、次条から第八条までに定めるところによる。

（所長等の選考）

第五条 所長の採用の選考は、文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第八十一条第二項に規定する評議員会（次条において単に「評議員会」という。）が推薦をした者について行うものとする。

2 研究施設研究教育職員の採用及び昇任の選考は、所長が推薦をした者について行うものとする。

（所長の任期）

第六条 所長の任期は、所長が申出（当該申出に当たっては、評議員会の議を経るものとする。）をしたところを参照して定めるものとする。

（研究施設研究教育職員の定年）

第七条 研究施設研究教育職員の定年は、所長が申出（当該申出に当たっては、所長及び所長が指定する職員で構成する会議の議を経るものとする。次条において同じ。）をしたところを参照して定めるものとする。

（研究施設研究教育職員の再任用の任期）

第八条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十一条の四第一項又は同法第八十一条の五第一項の規定により研究施設研究教育職員を採用する場合の任期は、所長が申出をしたところを参照して定めるものとする。

2 前項の規定は、法第三十一条第三項の規定により読み替えられた国家公務員法第八十一条の四第二項に規定する期間を定める場合に準用する。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（教育公務員特例法第三十一条及び第三十五条の規定に基づく国立教育政策研究所の長等の選考の手続及び任期等を定める手続に関する省令及び教育公務員特例法第二十二条の四第二項第五号の教員研修計画に定める事項及び第二十二条の五第二項第一号の文部科学省令で定める者を定める省令の廃止）

2 次に掲げる省令は廃止する。

一 教育公務員特例法第三十一条及び第三十五条の規定に基づく国立教育政策研究所の長等の選考の手続及び任期等を定める手続に関する省令（昭和五十九年文部省令第三十一号）

二 教育公務員特例法第二十二条の四第二項第五号の教員研修計画に定める事項及び第二十二条の五第二項第二号の文部科学省令で定める者を定める省令（平成二十九年文部科学省令第十号）

○文部科学省令第二十二号

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）の施行に伴い、並びに教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）及び教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する等の省令を次のように定める。

令和四年六月二十一日

文部科学大臣　末松　信介

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する等の省令

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

第一条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記

載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

目次

第一章～第六章 「略」

第七章 単位修得試験（第五十一条～第六十一条）

第八章 教員資格認定試験（第六十一条の二）

第九章 中学校又は高等学校の教諭の免許状に関する特例（第六十一条の三・第六十一条の四）

第十章・第十一章 「略」

附則

第二条 「略」

2 「略」

「項を削る。」

3|| 「略」

第三条 「略」

2 「略」
〔項を削る。〕

改 正 前

目次

第一章～第六章 「同上」

第七章 単位修得試験（第五十一条～第六十一条）

第七章の二 免許状の有効期間の更新及び延長（第六十一条の二～第六十一条の十）

第八章 教員資格認定試験（第六十一条の十二）

第九章 中学校等の教員の特例（第六十一条の十三・第六十一条の十四）

第十章・第十一章 「同上」

附則

第二条 「同上」

2 「同上」

3|| 2 「同上」

3|| 保育内容の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4|| 「同上」

第三条 「同上」

2 「同上」
各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する

る科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

3||
〔略〕

第四条 〔略〕

2
〔略〕

3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4
〔略〕

第五条 〔略〕

2
〔略〕

3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4
〔略〕

第七条 〔略〕

2
〔略〕

8 免許法別表第一備考第六号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支

る科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4||
〔同上〕

第四条 〔同上〕

2
〔同上〕

3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4
〔同上〕

第五条 〔同上〕

2
〔同上〕

3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4
〔同上〕

第七条 〔同上〕

2
〔同上〕

8 免許法別表第一備考第六号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教

援教育に関する科目の単位の修得方法は、第一項から第五項までに定める修得方法の例によるものとする。

第十一条 「略」

「略」

備考

- 一 「略」
- 二 高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者で、免許法第五条第五項の規定により高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けたものであり、かつ、大学又は高等専門学校において各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について四単位以上を修得していないものであるときは、四単位に不足する単位数に十二単位を加えた単位数を、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位として修得しなければならない。
- 三・四 「略」

2 「略」

第十八条の三 免許法別表第八備考第二号に規定する中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、次

育に関する科目の単位の修得方法は、第一項から第五項までに定める修得方法の例によるものとする。

第十一条 「同上」

「同上」

備考

- 一 「同上」
- 二 高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者で、免許法第五条第六項の規定により高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けたものであり、かつ、大学又は高等専門学校において各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について四単位以上を修得していないものであるときは、四単位に不足する単位数に十二単位を加えた単位数を、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位として修得しなければならない。
- 三・四 「同上」

2 「同上」

第十八条の三 免許法別表第八備考に規定する中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、次の表の

の表の定めるところによる。

〔表略〕

2 免許法別表第八備考第二号に規定する高等学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、次の表の定めるところによる。

〔表略〕

第二十条 文部科学大臣は、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の単位の修得に関し、大学の課程が教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備について、免許状授与の所要資格を得させるための課程として適当であることを当該科目に係る免許状の種類（中学校及び高等学校の教員の免許状にあつては免許教科の種類を、特別支援学校の教員の免許状にあつては特別支援教育領域の種類を含む。以下この章において同じ。）ごとに、認定するものとする。ただし、第四条第三項及び第五条第三項に規定する課程（次項において「教職特別課程」という。）にあつては専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得させるための課程（当該課程において専修免許状授与の所要資格を得ることができる者は、免許法別表第一の専修免許状の項に係る所要資格のうち各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理験に関する科目等以外の科目の最低単位数は既に修得している者に限る。）について、特別支援教育特別課程にあつては一種免許状授与の所要資格を得させたための課程について認定するものとする。

2 [略]

定めるところによる。

〔同上〕

2 免許法別表第八備考に規定する高等学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、次の表の定めるところによる。

〔同上〕

第二十条 文部科学大臣は、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の単位の修得に関し、大学の課程が教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備について、免許状授与の所要資格を得させるための課程として適當であることを当該科目に係る免許状の種類（中学校及び高等学校の教員の免許状にあつては免許教科の種類を、特別支援学校の教員の免許状にあつては特別支援教育領域の種類を含む。以下この章において同じ。）ごとに、認定するものとする。ただし、第二条第三項、第三条第三項、第四条第三項及び第五条第三項に規定する課程（次項において「教職特別課程」という。）にあつては専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得させるための課程（当該課程において専修免許状授与の所要資格を得ることができる者は、免許法別表第一の専修免許状の項に係る所要資格を得ることができる者は、免許法別表第一の専修免許状の項に係る所要資格のうち各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理験に関する科目等以外の科目の最低単位数は既に修得している者に限る。）について、特別支援教育特別課程にあつては一種免許状授与の所要資格を得させるための課程について認定するものとする。

2 [同上]

第二十二条の二 「略」

2 文部科学大臣は、認定課程を有する大学が、第二十一条第二項、前条及び次条並びに第二十三条の規定による文部科学大臣の定めに違反しているときその他認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備が認定課程として適当でないと認めるときは、免許法第十六条の三第三項の政令で定める審議会の意見を聴いて、当該大学に対し、その是正を勧告することができる。

3 「略」

第二十八条 「略」

2 前条の教員養成機関は、大学（当該教員の養成課程を有するものに限るものとし、養護教諭養成機関、特別支援学校の教員養成機関又は栄養教諭の教員養成機関の場合には、当分の間、教員養成に関する学部を置く大学とすることができる。以下この章において同じ。）に附置されるか又は大学の指導と承認の下に運営されなければならない。

第三十六条 免許法認定講習を開設することができるとする者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 開設しようとする講習の課程に相当する課程を有する大学（前章に規定する特別支援学校の教員養成機関を含む。第三十九条第三項、第四十六条第一項第一号及び第四十八条第二項において同じ。）

二・三 「略」

四 指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。第四十六条第一項第四

第二十二条の二 「同上」

2 文部科学大臣は、認定課程を有する大学が、第二十一条第二項、前条及び次条並びに第二十三条の規定による文部科学大臣の定めに違反しているときその他認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備が認定課程として適当でないと認めるときは、免許法第十六条の三第四項の政令で定める審議会の意見を聴いて、当該大学に対し、その是正を勧告することができる。

3 「同上」

第二十八条 「同上」

2 前条の教員養成機関は、大学（当該教員の養成課程を有するものに限るものとし、養護教諭養成機関、特別支援学校の教員養成機関又は栄養教諭の教員養成機関の場合には、当分の間、教育学部又は学校教育学部を有する大学とすることができる。以下この章において同じ。）に附置されるか又は大学の指導と承認のもとに運営されなければならない。

第三十六条 免許法認定講習を開設することができるとする者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 開設しようとする講習の課程に相当する課程を有する大学（第一章に規定する特別支援学校の教員養成機関を含む。第三十九条第三項において同じ。）

二・三 「略」

四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会

号において同じ。）の教育委員会

五 中核市（地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を

いう。第四十六条第一項第五号において同じ。）の教育委員会

2 前項第一号、第四号及び第五号に掲げるものの開設する免許法認定講習は、大学（開設しようとする講習の課程に相当する課程を有するものに限るものとし、養護教諭、特別支援学校教諭及び栄養教諭の普通免許状の授与を受けようとするために必要とする単位を修得させることを目的として開設しようとする講習の課程の場合には、当分の間、教員養成に関する学部を置く大学とすることができる。）の指導の下に、運営されなければならない。

3 【略】

第三十七条 免許法認定講習の講師は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 大学の教員（前章に規定する文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関、特別支援学校の教員養成機関又は栄養教諭の教員養成機関の教員を含む。以下この章及び第六章において同じ。）

二 【略】

2・3 【略】

第三十九条 第三十六条第一項各号に掲げるものが、開設しようとする講習について、免許法別表第三備考第六号の規定による認定（以下この章において「認定」という。）を受けようとするときは、当該講習に関し次の事項（第三十六条第一項第一号又は第三号に掲げるものにあつては、第二号を除く。）を記載した申請書を、講習開始一月前までに、文部科学大臣に提出しなければならない。

五 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の教育委員会

2 前項第二号、第四号及び第五号に掲げるものの開設する免許法認定講習は、大学（開設しようとする講習の課程に相当する課程を有するものに限るものとし、養護教諭、特別支援学校教諭及び栄養教諭の普通免許状の授与を受けようとするために必要とする単位を修得させることを目的として開設しようとする講習の課程の場合には、当分の間、教育学部又は学校教育学部を有する大学とができる。）の指導のもとに、運営されなければならない。

3 【同上】

第三十七条 免許法認定講習の講師は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 大学の教員（第四章に規定する文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関、特別支援学校の教員養成機関又は栄養教諭の教員養成機関の教員を含む。以下この章及び第六章において同じ。）

二 【同上】

2・3 【同上】

第三十九条 第三十六条第一項各号に掲げるものが、開設しようとする講習について、免許法別表第三備考第六号の規定による認定（以下この章において「認定」という。）を受けようとするときは、当該講習に関し次の事項（第三十六条第一項第一号又は第三号に掲げるものにあつては、第二号を除く。）を記載した申請書を、講習開始一月前までに、文部科学大臣に提出しなければならない。

一〇十四 「略」

2・3 「略」

一〇十四 「同上」

2・3 「同上」

第四十六条 免許法認定通信教育を開設することができる者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一

開設しようとする通信教育の課程に相当する課程を有する大学

二

免許法に定める授与権者

三

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

四

指定都市の教育委員会

五

中核市の教育委員会

第四十六条 免許法認定通信教育は、開設しようとする通信教育の課程に相当する課程を有する大学及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に限り開設することができる。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「項を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

2|| 前項第二号、第四号及び第五号に掲げるものの開設する免許法認定通信教育は、大学（開設しようとする通信教育の課程に相当する課程を有するものに限るものとし、養護教諭、特別支援学校教諭及び栄養教諭の普通免許状の授与を受けようとするため必要とする単位を修得させることを目的として開設しようとする認定通信教育の課程の場合には、当分の間、教員養成に関する学部を置く大学とすることができる。）の指導の下に、運営されなければならない。

3|| 「略」

第四十六条の二 「略」

2|| 前条第一項第二号、第四号及び第五号に掲げるものが開設する免許法認定通信教育の講師の半数以上は、大学の教員でなければならない。

3|| 前条第一項第二号、第四号及び第五号に掲げるものが、第一項第二号に掲げる者を講師として委嘱しようとするときは、指導を受け

「項を加える。」

第四十六条の二 「同上」

2|| 「同上」

第四十六条の二 「同上」

る大学の意見を聞かなければならない。

第四十八条 第四十六条第一項各号に掲げるものが、開設しようとする通信教育について、免許法別表第三備考第六号の規定による認定（以下この章において「認定」という。）を受けようとするときは、当該通信教育に関し次の事項（同項第一号又は第三号に掲げるものにあつては、第二号を除く。）を記載した申請書に、通信教育用教材及び学習指導書を添えて当該通信教育の開設二月前までに、文部科学大臣に提出しなければならない。

一 通信教育の目的及び名称

二 指導を受けようとする大学の名称

三〔十〕
〔略〕

2 開設しようとする通信教育について認定を受けようとするものが第四十六条第一項第一号に掲げる大学であるときは、前項の申請書に当該大学の学則を添付しなければならない。

3 免許法認定通信教育の開設者が第一項第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、文部科学大臣に届け出なければならない。

第四十九条 免許法認定通信教育の開設者が、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二、第四十七条並びに前条第三項の規定に違反したときは、文部科学大臣はその認定を取り消すことができる。

〔章を削る。〕

第四十八条 大学及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が、開設しようとする通信教育について、免許法別表第三備考第六号の規定による認定（以下この章において「認定」という。）を受けようとするときは、当該通信教育に関し次の事項を記載した申請書に、通信教育用教材及び学習指導書を添えて当該通信教育の開設二月前までに、文部科学大臣に提出しなければならない。

一 通信教育の目的及び名称
〔号を加える。〕

二〔九〕
〔同上〕

2 開設しようとする通信教育について認定を受けようとするものが第四十六条第一項に規定する大学であるときは、前項の申請書に当該大学の学則を添付しなければならない。

3 免許法認定通信教育の開設者が第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、文部科学大臣に届け出なければならない。

第四十九条 免許法認定通信教育の開設者が、第四十六条第二項、第四十六条の二、第四十七条及び前条第三項の規定に違反したときは、文部科学大臣はその認定を取り消すことができる。

第七章の二 免許状の有効期間の更新及び延長

第六十一条の二 免許法第九条の二に規定する免許状の有効期間の更

新及び延長に関しては、この章の定めるところによる。

第六十一条の三 免許法第九条の二第三項に規定する文部科学省令で定める期間は、二年二月とする。

第六十一条の四 免許管理者は、免許法第九条の二第一項の規定による申請をした者（免許法第九条の三第三項各号に掲げる者に限る。）が次の各号のいずれかに該当する者（第一号、第二号及び第五号に掲げる者については、最新の知識技能を十分に有していないと免許管理者が認める者を除く。）であるときは、免許法第九条の二第三項の規定により、免許状更新講習を受ける必要がないものとして認めるものとする。

一 校長、副校长、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭又は指導保育教諭

二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会の事務局（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第六十五条の七第二号において「特定地方公共団体」という。）にあつては、当該事務を分掌する内部部局を含む。同号において同じ。）において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者

三 免許状更新講習の講師
四 国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人の役員若し

くは職員で、前二号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者

イ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

ロ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人

ハ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

ニ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。第六十五条の七第三号において同じ。）

ホ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、文部科学大臣が指定したもの

五 学校における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があつた者に対する表彰等であつて免許管理者が指定したものを受けた者

六 その他前各号に掲げる者と同等以上の最新の知識技能を有する者として、文部科学大臣が別に定める者

第六十一条の五 免許法第九条の二第五項の文部科学省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。

一 心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き九十日以上の病気休暇（九十日未満の病気休暇で免許管理者がやむを得ないと認めるものを含む。）、産前及び産後の

休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。

二 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となつていること。

三 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設若しくは外国の教育施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること。

四 外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること。

五 大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に専修免許状の取得を目的として在学していること（取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状（免許法別表第三、別表第五、別表第六、別表第六の二又は別表第七の規定により専修免許状の授与を受けようとする場合には有することを必要とされる免許状をいう。）を有している者に限る。）。

六 教育職員として任命され、又は雇用された日から普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了の日までの期間が二年二月未満であること。

七 前各号に掲げる事由のほか、免許管理者がやむを得ない事由として認める事由があること。

第六十一条の六 免許管理者は、免許法第九条の二第五項に規定する相当の期間を定めるに当たつては、免許法第九条の三第四項の規定により免許状更新講習を受けることができない場合並びに前条第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事由による場合にあつては、当該事由がなくなつた日から起算して二年二月を超えない範囲内での同条第六号に掲げる事由による場合にあつては、教育職員として

任命され、又は雇用された日から起算して二年二月を超えない範囲内で定めなければならない。

第六十一条の七 免許法第九条の二第一項に規定する申請は、当該申請に係る普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日の二月前までにしなければならない。

第六十一条の八 前条の申請をしようとする者は、免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）第四条各号に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たつては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める免許状更新講習を履修しなければならない。

- 一 教諭の免許状の有効期間の更新を受けようとする者 教諭を対象とする免許状更新講習
- 二 養護教諭の免許状の有効期間の更新を受けようとする者 養護教諭を対象とする免許状更新講習
- 三 栄養教諭の免許状の有効期間の更新を受けようとする者 栄養教諭を対象とする免許状更新講習

第六十一条の九 免許法第九条の二第五項に規定する有効期間の延長は、当該有効期間の延長に係る普通免許状又は特別免許状を有する者の申請により行うものとする。

2) 前項の申請は、普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日の二月前までに、申請書に免許管理者が定める書類を添えて、これを免許管理者に提出してしなければならない。

第六十一条の十 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を更新し、又は延長したときは、その免許状を有する者に対し、普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新又は延長に関する証明書を発行しなければならない。

〔章を削る。〕

第七章の三 免許状更新講習

第六十一条の十一 免許状更新講習に関し必要な事項は、免許法に定めるもののほか、免許状更新講習規則の定めるところによる。

第八章 教員資格認定試験

第六十一条の二 免許法第十六条第一項の教員資格認定試験（以下「教員資格認定試験」という。）の受験資格、実施の方法その他試験に関し必要な事項は、教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）の定めるところによる。

第九章 中学校又は高等学校の教諭の免許状に関する特例

第六十一条の三・第六十一条の四 「略」

第六十一条の十二 免許法第十六条の二第一項の教員資格認定試験（以下「教員資格認定試験」という。）の受験資格、実施の方法その他試験に関し必要な事項は、教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）の定めるところによる。

第九章 中学校等の教員の特例

第六十一条の十三・第六十一条の十四 「同上」

第六十五条の三 免許法第四条の二第三項及び第五条第二項から第四項までに規定する特別免許状の授与については、この章の定めるところによる。

第六十五条の四 免許法第五条第四項に規定する文部科学省令で定め

第六十五条の三 免許法第四条の二第三項及び第五条第三項から第五項までに規定する特別免許状の授与については、この章の定めるところによる。

第六十五条の四 免許法第五条第五項に規定する文部科学省令で定め

る者は、学校教育に關し学識経験を有する者であつて、認定課程を有する大学の学長、認定課程を有する学部の学部長又はこれらに準ずる者及び小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の校長又はこれらに準ずる者とする。

第六十五条の六 免許法第五条第三項に規定する教育職員検定の申請は、特別免許状の授与を受けようとする者が、当該者を教育職員に任命し、又は雇用しようとする者の推薦書を添えて行うものとする。

「条を削る。」

第六十五条の八 免許法第五条第二項、第六条第四項（免許法附則第五項後段、第九項後段及び第十八項後段の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条において同じ。）、第九条第四項括弧書（免許法附則第五項後段、第九項後段及び第十八項後段の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条において同じ。）及び第十六条の二第二項（第十六条の三第三項、第十六条の四第四項及び第十七条第二項において読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する文部科学省令で定める期間は、二年二月とする。

「条を削る。」

第六十五条の九 免許法第五条第二項、第六条第四項、第九条第四項括弧書及び第十六条の二第二項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、免許状更新講習規則第四条各号に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに當たつては、次の各号に掲げる授与を受けようとする普通免許状の種類に応じ、当該各号に定めるものを履修するものとする。

第六十五条の六 免許法第五条第四項に規定する教育職員検定の申請は、特別免許状の授与を受けようとする者が、当該者を教育職員に任命し、又は雇用しようとする者の推薦書を添えて行うものとする。

- 一 教諭の免許状 教諭を対象とする免許状更新講習
二 養護教諭の免許状 養護教諭を対象とする免許状更新講習
三 栄養教諭の免許状 栄養教諭を対象とする免許状更新講習

第六十五条の八 免許法第三条の二第一項第七号に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第五十条第一項及び第一百二十六条第一条に規定する外国語活動の一部、同令第五十条第一項、第七十二条、第一百二十六条、第一百二十七条及び第一百二十八条第二項に規定する道徳の一部、同令第五十条第一項、第七十二条、第八十三条、第一百二十六条第一項、第一百二十七条及び第一百二十八条に規定する総合的な学習の時間の一部並びに同令第五十二条に規定する小学校學習指導要領及び同令第一百二十九条に規定する特別支援学校小学部・中学部學習指導要領で定めるクラブ活動とする。

第六十五条の九 「略」

第六十六条の二 免許法第五条第五項第二号の規定により同項第一号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。

一～三 「略」

第六十五条の十 免許法第三条の二第一項第七号に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第五十条第一項及び第一百二十六条第一条に規定する外国語活動の一部、同令第五十条第一項、第七十二条、第一百二十六条、第一百二十七条及び第一百二十八条第二項に規定する道徳の一部、同令第五十条第一項、第七十二条、第八十三条、第一百二十六条第一項、第一百二十七条及び第一百二十八条に規定する総合的な学習の時間の一部並びに同令第五十二条に規定する小学校學習指導要領及び同令第一百二十九条に規定する特別支援学校小学部・中学部學習指導要領で定めるクラブ活動とする。

第六十五条の十一 「同上」

第六十六条の二 免許法第五条第六項第二号の規定により同項第一号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。

一～三 「同上」

第六十七条 免許法別表第三及び別表第八の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる学校以外の教育施設において教育に従事した者（免許法別表第三備考第二号の規定により実務に関する証明を受けることのできる者を除く。）は、それぞれ第二欄に掲げる学校の教員に相当の教員に相当するものとし、その勤務成績についての実務証明責任者は第三欄に

第六十七条 免許法別表第三の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる学校以外の教育施設において教育に従事した者（免許法別表第三備考第二号の規定により実務に関する証明を受けることのできる者を除く。）は、それぞれ第二欄に掲げる学校の教員に相当するものとし、その勤務成績についての実務証明責任者は第三欄に

者は第三欄に掲げるとおりとする。

〔表略〕

掲げるとおりとする。

〔同上〕

「条を削る。」

第七十三条の三 免許法第七条第四項に規定する証明書の様式は、別記第四号様式のとおりとする。

「条を削る。」

第七十三条の四 第六十一条の十に規定する有効期間の更新又は延長に関する証明書の様式は、それぞれ別記第五号様式及び別記第六号様式のとおりとする。

第七十四条 「略」

2 前項の原簿には、氏名、生年月日、本籍地、免許状授与年月日、免許状の番号、授与の根拠規定、教科、特別支援教育領域（新教育領域の追加の定めがあつたときにつきにあつては、当該新教育領域及び当該新教育領域の追加の定めの年月日を含む。）、授与条件、失効又は取上げの年月日及び失効又は取上げの事由（次条第八号に掲げる事項をいう。）並びに特定免許状失効者等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第六項に規定する特定免許状失効者等をいう。）に該当するとときはその旨その他必要と認める事項を記載しなければならない。

第七十四条 「同上」

2 前項の原簿には、氏名、生年月日、本籍地、免許状授与年月日、普通免許状に係る所要資格を得た日の属する年度、教員資格認定試験に合格した日の属する年度、免許法第十六条の三第二項又は第七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日の属する年度、教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第二百四十八号）第二条の表の上欄各号に掲げる者となつた日の属する年度、有効期間の更新年月日、有効期間の更新番号、有効期間の延長年月日、有効期間の延長番号、有効期間の満了の年月日（有効期間が延長されたときにつきにあつては延長後の有効期間の満了の年月日）、免許状の番号、授与の根拠規定、教科、特別支援教育領域（新教育領域の追加の定めがあつたときにつきにあつては、当該新教育領域及び当該新教育領域の追加の定めの年月日を含む。）、授与条件、失効又は取上げの年月日及び失効又は取上げの事由（次条第八号に掲げる事項をいう。）並びに特定免許状失効者等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）

第二条第六項に規定する特定免許状失効者等をいう。)に該当するときはその旨その他必要と認める事項を記載しなければならない。

第七十六条 免許法認定講習及び免許法認定通信教育を開設した者は、単位修得原簿及びこれに関する主なる公文書を相当期間保存しなければならない。

2 大学は、大学、免許法認定公開講座及び単位修得試験における単位修得原簿その他これらに関する主なる公文書を相当期間保存しなければならない。

3 「略」

附 則

「項を削る。」

「項を削る。」

27
〔
29
〕 「略」

第七十六条 免許法認定講習を開設した者は、単位修得原簿及びこれに関する主なる公文書を相当期間保存しなければならない。

2 大学は、大学、免許法認定公開講座、免許法認定通信教育及び単位修得試験における単位修得原簿その他これらに関する主なる公文書を相当期間保存しなければならない。

3 「同上」

附 則

27 免許法附則第八項ただし書及び第十二項ただし書に規定する文部科学省令で定める期間は、二年二月とする。

28 免許法附則第八項ただし書の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、免許状更新講習規則第四条各号に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たつては、教諭を対象とするものを履修しなければならない。

29
〔
31
〕 「同上」

32 免許法附則第十二項ただし書の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、免許状更新講習規則第四条各号に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たつては、次の各号に掲げる授与を受けようとする普通免許状の種類に応じ、当該各号に定めるも

のを履修しなければならない。

- 一 養護教諭の免許状 養護教諭を対象とする免許状更新講習
- 二 教諭の免許状 教諭を対象とする免許状更新講習

30||
37||
〔略〕

38|| 免許法附則第十四項に規定する文部科学省令で定める事項は、学校教育法施行規則第五十二条に規定する小学校学習指導要領で定める保健に係る事項とする。

39||
〔略〕

41|| 免許法附則第十五項に規定する文部科学省令で定める事項は、学校教育法施行規則第五十二条に規定する小学校学習指導要領で定める保健に係る事項とする。

42||
〔同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記第一号様式を次のように改める。

別記第一号様式（第七十二条関係）

（教育職員）（専修）（一種）（二種）免許状			本籍地
授与条件	（番号）	年 月 日	氏名 （旧姓） （通称名）
（記）		授与権者印	

右の者に（教育職員免許法）（第二条）の定めるところにより（左記の教科について）（教育職員）（専修）（一種）（二種）免許状を授与する。

備考

一 記載は、次に定めるところによるものとする。

- ア 「（教育職員）」の箇所には、「小学校教諭」、「中学校教諭」、「高等学校教諭」、「特別支援学校自立教科教諭」又は「特別支援学校自立活動教諭」のように記入すること。
- イ 本籍地については、都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）を記入すること。
- ウ 教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法

律第百二十二号。エにおいて「昭和三十六年改正法」という。）附則第六項の規定による免許状の授与の場合は、「（教育職員免許法）」の箇所は、「教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百二十二号）」と記入すること。

エ 免許法第十六条、第十六条の二、附則第八項若しくは附則第十一項又は昭和三十六年改正法附則第六項の規定による免許状の授与の場合は、「（第 条）」の箇所は、それぞれ「第十六条」、「第十六条の二」、「附則第八項」若しくは「附則第十一項」又は「附則第六項」と記入すること。

オ 「（左記の教科について）」の箇所については、特別支援学校の教員の免許状の場合にあつては「左記の領域について」と、免許法第十六条の四第一項の規定による免許状の場合にあつては「左記の事項について」と、教育職員免許法施行規則第六十三条の二の規定による免許状の場合にあつては「左記の自立活動について」と記入し、教科等の定めのない免許状の場合にあつてはこの箇所を設けないこと。

カ 教科等の定めのない免許状の場合は、「（記）」の欄は設けないこと。

キ 「（番号）」の欄には、免許状授与の年度及び免許状の種類を略記し、年度ごとに番号を改め、一番から追番号をもつて記入すること。

ク 「授与条件」の欄には、次の事項について記入するものとする。

(ア) 専修免許状にあつては、教育職員免許法施行規則第七

十二条第二項に規定する大学院での専攻（十二単位以上単位を修得した分野がある場合には当該専攻に加えて当該分野を記入することができる。）

（イ）単位の修得を条件とするものについては、修得科目の種類及びその単位数、修得した学校又はその他の教育機関の名称

（ウ）学校又はその他の教育機関の卒業又は修了を条件とするものについては、その学校又はその他の教育機関（学部、学科等を含む。）の名称、卒業又は修了の年月日

（エ）教員資格認定試験の合格を条件とするものについては、その実施機関、合格証書の番号及び年月日

（オ）特別支援学校の教員の免許状にあつては、新教育領域の追加の定めを行つた年月日（特別支援教育領域ごとに記入する。）

（カ）その他授与権者において必要と認める事項

二 免許状の書換え又は再交付の場合は、その旨並びに書換え又は再交付の年月日及びその理由を記入するものとする。

三 授与条件については、免許状の裏面に記載することを妨げない。

別記第四号様式から別記第六号様式までを削る。

(教育職員免許法施行法施行規則の一部改正)

第二条 教育職員免許法施行法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式を次のように改める。

別記第二号様式（第九条関係）

(教育職員) (専修) (一種) (二種) 免許状	本籍地
(旧姓)	氏名
(通称名)	年月日生
(記)	年月日
年月日	授与条件
(番号)	授与権者印

右の者は教育職員免許法施行法第二条の定めるところにより
(左記の教科について) (教育職員) (専修) (一種) (二
種) 免許状を授与する。

備考 免許法施行規則別記第一号様式備考の規定は、この様式の
場合について準用する。

(教員資格認定試験規程の一部改正)

第三条 教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）第十六条第一項の規定による教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）については、この省令の定めるところによる。</p>	<p>第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）第十六条の二第一項の規定による教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）については、この省令の定めるところによる。</p>

（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）の一部を次のよう
に改正する。

附則第二条から第十九条までを削る。

別記第一号様式から別記第四号様式までを削る。

(免許状更新講習規則等の廃止)

第五条 次に掲げる省令は廃止する。

- 一 免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）
- 二 東日本大震災に伴う教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間の特例に関する省令（平成二十三年文部科学省令第二十六号）
- 三 新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に伴う教育職員免許法第九条の二第三項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間の特例に関する省令（令和二年文部科学省令第二十五号）

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年七月一日から施行する。

(免許状更新講習の評価及び当該評価に関する報告についての経過措置)

第二条 この省令の施行前に行われた免許状更新講習に係る第五条の規定による廃止前の免許状更新講習規則第七条第二項に規定する運営状況、効果等についての評価及び同条第三項に規定する当該評価結果の文部科学大臣への報告については、なお従前の例による。

(様式に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の別記第一号様式及び第二条の規定による改正前の別記第二号様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

○文部科学省告示第九十九号

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、廃止する。

令和四年六月二十一日

文部科学大臣　末松　信介

一 平成二十年文部科学省告示第五十一号（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第十条第一項第六号の規定に基づき文部科学大臣が定める者）

二 平成二十年文部科学省告示第百六十二号（教育職員免許法施行規則第六十一条の四第六号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示）

三 平成二十年文部科学省告示第百六十三号（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第三条第四号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示）

四 平成二十年文部科学省告示第一百六十四号（免許状更新講習規則第九条第一項第四号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示）

附 則

この告示は、令和四年七月一日から施行する。